

平成26年白浜町議会第4回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成26年12月17日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成26年12月17日 9時31分

1. 閉 議 平成26年12月17日 15時59分

1. 散 会 平成26年12月17日 15時59分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 1番 | 溝口 | 耕太郎 | 2番 | 三倉 | 健嗣 |
| 3番 | 辻 | 成紀 | 4番 | 岡谷 | 裕計 |
| 5番 | 堀 | 匠 | 6番 | 長野 | 莊一 |
| 7番 | 水上 | 久美子 | 8番 | 楠本 | 隆典 |
| 9番 | 西尾 | 智朗 | 10番 | 廣畑 | 敏雄 |
| 11番 | 古久保 | 恵三 | 12番 | 南 | 勝弥 |
| 13番 | 玉置 | 一 | 14番 | 丸本 | 安高 |

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|-----|-----|-----------|-----|-----|
| 町 長 | 井 潤 | 誠 | 副 町 長 | 林 | 一 勝 |
| 教 育 長 | 鈴 木 | 勇 | 会 計 管 理 者 | 大 谷 | 博 美 |
| 富田事務所長 | | | | | |
| 兼農林水産課長 | 瀬 見 | 幸 男 | 日置川事務所長 | 青 山 | 茂 樹 |
| 総 務 課 長 | 田 井 | 郁 也 | 税 務 課 長 | 高 田 | 義 広 |

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 民生課長 | 中村 貴子 | 住民保健課長 | 三 栖 健次 |
| 生活環境課長 | 坂本 規生 | 観光課長 | 古 守 繁行 |
| 建設課長 | 笠中 康弘 | 上下水道課長 | 堀 本 栄一 |
| 国体推進課長 | 廣畑 康雄 | 消 防 長 | 古 川 泰造 |
| 教育委員会 | | 日置川事務所 | |
| 教育次長 | 寺脇 孝男 | 地籍調査室長 | 中 本 敏也 |
| 総務課副課長 | 榎本 崇広 | | |

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成26年第4回定例会2日目を開催いたします。

会議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問を予定しています。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

12番 南君の一般質問を許可します。12番 南君の一般質問は一問一答形式です。

まず、公共施設の統廃合の質問を許可します。

12番 南君（登壇）

○12 番

おはようございます、というよりお寒うございます。ここ数年にない寒波襲来です。私の質問も寒うならないように気をつけてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

私は、今まで、何度も一般質問をしてまいりました。久しぶりの1番バッターでございます。体は重いですが、スピーディーにまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず11月30日に行われた知事選挙では、仁坂吉伸氏が、また先日12月14日の衆議院選挙で和歌山3区で二階俊博氏が圧勝で当選されました。お祝いを申し上げたいと思います。お二人にはこれからも、県政に、また国政にご尽力を賜りたいと思います。

それでは一般質問に入らせていただきます。

多くの自治体もそうですが、わが白浜町も毎年のように新規事業で多くの公共施設がふえてきています。一方、使命を終えた施設や将来的に不必要になるとされる施設をどうするか、どこを直しどこを我慢するか、差し迫った課題ですが、わが白浜町は、統廃合や見直しに向けた動きがほとんど見られません。大なたを振るって憎まれるより、反対も多い課題は先送りしたほうが楽ですし、そのほうが波も立ちません。そういう考えもあったのか、今まで先送りばかりして体質改善も余り進んでいないように思われます。その場限りの処方箋で切り抜ける施策に終始している場合ではありません。人口減少や高齢化、財政難に対応するためには、身を切る話も出てくると思います。時代に応じた変化も必要です。人口減少の今、事業をシビアに考え、効率よく、当たり前に戻さなければ、財政も破綻し、町が死んでしまうかもしれません。これからは地域に合った施策を考案し、着々と実行することが必要だと思われます。今は何かをやめる選択肢も必要ですし、新しい人口配置に適したあり方に一新すべきです。

本題に入ります。私のきょうの質問は、公共施設の統廃合についてです。3つのことについて質問いたします。

まず1点目は、椿、安居、市鹿野の出張所の件についてです。2点目は新庁舎の建設に当たって富田事務所をどのように考えているかということです。3点目は旧白浜地域の小学校の適正規模についてです。

それでは1点目の出張所の件について質問を始めさせていただきます。

まず人口減少等で利用者が少ないと思われる椿、安居、市鹿野出張所を来年も現状のまま維持するかどうか、イエスかノーかだけ簡単にお答え願いたいと思います。

○議 長

南君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

皆さんおはようございます。ただいま南議員から町の出先機関でございます椿出張所、安居出張所、市鹿野出張所につきまして、来年度も継続してやっていくのかということでございますけれども、これにつきましては、今現在この3カ所の出張所につきましては、来年度も継続して運営をしていくというふうに考えてございます。

○議 長

○12 番

これからは支所や出張所を含む公有施設の運営方式の転換が必要でございます。コンビニや郵便局、JAとの連携、提携も必要になってくると思います。

私は、10年ほど前になると思いますけども、東京で行われた地方自治経営学会のセミナーに参加したことがございます。そのときのテーマの1つが、郵便局が役所になる日でございます。新たな公共サービスの方程式を創造せよとのことでございます。

先日調べてもらったんですけども、日本郵政のホームページに、郵政の事業の1つとして地方公共団体からの有償受託とあります。それによりますと、地方公共団体からの有償受託としては、1つ、公的証明書の受け取り、これは戸籍の謄本、抄本、そして戸籍の附票の写し、住民票の写し、納税証明書、印鑑登録証明書、このようなものがございます。全国で郵便局はいろいろあると思うんですが、これには和歌山県では日高川町の早蘇郵便局、丹生郵便局のこの2カ所がでございます。そして2番目として、販売事務がでございます。これは公営バスの回数券、ごみ処理券、入場券、商品券、ごみ袋等の販売でございます。和歌山県内では、田辺市の中辺路郵便局、二川郵便局、近露郵便局の3カ所でございます。美浜町では三尾郵便局の1カ所でございます。そして3番目の交付事務、これはバス利用券などの交付でございますが、全国にはあると思いますが、和歌山県にはございません。4番目ですが、利用申し込み取り次ぎ事務、これは公共施設や学習講座などの利用申し込み、これも全国にはございますけども、和歌山県にはございません。地方公共団体事務は、地方公共団体から依頼を受けた郵便局が受託しているサービスと、日本郵政のホームページに載っております。

また、10月の全国紙の報道によりますと、大阪市は、来年からコンビニで住民票の交付を行うとあります。内容は、大阪市は来年1月15日から全国の主なコンビニで取得できると発表しております。交付が受けられるのは、ほかに印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書など、年末年始を除く午前6時30分から午後11時までに入手できるとございます。そして手数料は市の窓口と同額でございます。利用には住民基本台帳コードを取得の上、区役所などで12月1日以降に登録する必要があると、このように掲載されておりました。

これからは、わが白浜町の同じ地域で、役場の出張所、郵便局、JAが、人口減少の今、全てが現状のまま維持することは困難になると思います。21世紀は通信手段が格段に発達してきています。住民の方に不便をかけることなく、出張所の機能を郵便局等に有償で委託できないのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長

番外 住民保健課長 三栖君

○番外（住民保健課長）

議員から住民票、戸籍謄本、印鑑証明等、また各種証明書の郵便局、コンビニエンスストアでの交付サービスの導入についてご質問をいただきました。

郵便局の公的証明書の受け取りにつきましては、議員がおっしゃるとおり和歌山県内では日高川町で2カ所で行っております。また販売事務につきましては、田辺市で3カ所、美浜町で1カ所行っております。

また、コンビニエンスストアにおける公的証明書等の交付サービスを提供しております自治体につきましては、平成26年12月1日現在で全国で91市町村となっております。う

ち、近畿圏内では滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県の16市町となっており、和歌山県内でサービスを提供している市町村はございません。しかしながら、このようなサービスを提供することが、議員ご提言のように、支所、出張所統合におけるデメリット解消の要因の1つとなると考えてございます。

この件に関しましては、県内の動向を注視しつつ、町としてはメリット・デメリット、また費用対効果も十分考慮しながら調査研究してまいりたいと考えております。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

住民の方が不便を受けるようでは困りますけども、このような方法をとっていただいたら、職員の適正配置というんですか、職員の方もほかにも力を注いでいただけると思っていますので、その点なるべく早くそういう方向に行きますように、よろしく願いいたします。

それでは、2点目に入ります。

富田事務所と庁舎の建設問題についてでございます。

ある雑誌にこのようなことが掲載されておりました。「人口減少、高齢化、財政悪化、全面維持は不可能。庁舎や学校等を建てかえる際は多機能化する。公営住宅の新築をやめて民間の空き室を借り、家賃を補助する。施設の管理運営や整備に多くの予算を充てることは困難で、ここからが大事なんですけども、効率的な管理運営や計画的な整備の必要がある。インフラの圧縮を進め、維持管理費を削減せよ」と、こういう文章が載っておりました。

そこでお聞きいたします。

やっとならば庁舎の建設基金積立がスタートしようとしております。富田事務所をどうするかということも含めて、庁舎の場所が議論になると思います。現庁舎の場所で建てかえるという可能性も全くないとは言えないという声も聞こえてきております。ただ、建てかえるだけでなく、先ほど述べましたように、多機能化する、そして計画的な整備が必要でございます。庁舎の位置を決めるに当たって条件としてどのようなことを考えているのでしょうか。例えば富田事務所を統合するとか、高台、交通事情、町有地であるとか、多機能化する場合かなりの広さも必要ですので、どのようなお考えのもとで場所を決めているのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

答弁願います。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員ご指摘のような本庁舎の建設につきましては、この本庁舎のみならず、富田事務所をどうするか、あるいはほかの施設、公共的な施設もどういうふうにするかということも視野に入れながら、検討していかないといけないと思っています。多機能的な機能を持つような役場といいますか、そういった施設が必要になってくるのではないかと考えてございます。

現在、町の中では、庁内検討委員会を設置しまして、その中で財源の確保ですとか、あるいは現庁舎の耐震化なども含めて議論を行ってきました。

その結果、皆様ご存知のように8月26日の開催の議員懇談会の場でご報告をさせていた

だいたのところでございます。この検討委員会の中では、建設に向けた具体的な議論ともなります建設場所の候補地選定といったことまでは、検討課題としてはおりませんでした。図書館の建設等のご要望もいただいている中で、町として総合的な施設の整備に関するプランをまず検討することが、このバランスのとれたまちづくり、町の施設の中身になってくるのではないかというふうにご考えてございます。

新庁舎の候補地に関しましては、現在、窓口の業務というのがございますので、住民サービスの提供の場という面も持ち合わせております。さまざまなご意見はあるかと思っておりますけれども、同時に、近い将来、その発生が高い確率で予測されております東海、東南海、南海地震、こういったものに対応できる町の防災拠点づくりが優先される場所であればならないというふうにも考えてございます。

現在、高速道路とあわせて工事が進捗しております県道フラワーライン線の完成によりまして、高速道路からのアクセスも非常に利便性が高まりまして、富田地域からのアクセスも非常によくなるというふうにご考えてございます。その中で、新庁舎の建設に当たりましては、富田事務所も含めた町の出先機関の統合といったことも視野に入れながら、住民の皆様に安全・安心を提供できる町の拠点として進めなければならないと感じております。そうした意味では、有力候補地の選定というのは、これから慎重に進めてまいりたいというふうにご考えてございます。

私といたしましては、いずれにしましてもこの新庁舎の候補地につきましては、まず、白浜町が現在置かれている現状を加味した上で、具体案を、議会初め町民の皆様にもまずお示しをして、その上でご意見を聞きながら、リーダーシップを持って進めていくことが重要であるというふうにご考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

早く場所を決めて、私も以前にも申し上げたことがあるんですけども、計画にいろいろな不具合が出てくると思いますし、現実に出てきております。例えば先ほどの町長の答弁にありましたように、図書館の建設の話も富田幼稚園の跡地ということも候補地の1つということも聞いていましたけども、多機能化する場合、そしたら役場の新庁舎のはたとかそういう話も出てきますので、それが新庁舎の場所が決まらなかったら、ほかの計画も立てられない、そういう場合が多々あると思います。

だから具体的に町のほうが、例えばですけども、はっきりと旧飛行場の跡地ということ候補の第1だったら第1にあげて、そこからスタートすべきだと思います。そこであれば町有地の有効利用にもなってきますし、面積も広うございます。そして先ほどの町長の答弁のとおり、富田のほうも近づいて、交通のインフラも整ってきていますので、早く場所を決めるのには、予算的にも財政難の折りといったって、場所を決めるのは別にどうということないので、早く場所を決めていただいて計画を立てていただきたいと思うんですけども、めどといたしますか、候補地が決まるのはいつごろの予定なんでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

場所の候補地の選定は、私自身は今年度中にといいふうな考えを持っております。しかしながらこれも、やはり今、総務課の中でも、庁内検討委員会の中で具体的にこれから選定をしていくわけでございますけれども、候補地をまずは出して、その中でやはりメリット・デメリット、それぞれの候補地が最善かどうか、あるいは具体的にどういう課題があつてどういふうな問題があるかということも、同時に検討していかなければいけないと思っておりますので、これにつきましては、できるだけ早く来年度に向けて協議を重ねて、そしてまた候補地を選定したいといふうに考えてございます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

話がそれるかもわかりませんが、先日の議会運営委員会で、やっぱり議会の、もっと公にしろというんですか、その話の中で、例えばテレビのモニターというんですか、中継をしてはどうかと。そのときには委員会室にも欲しいし、ロビーのところにもテレビのモニターが欲しいという話も出たんですけども、多額の予算がかかるという話も出てきて、いつ庁舎がどんなになるやらわからなるときに、そういうお金を入れるのはもったいないという話もございました。やはり計画的に、そしたらそういうテレビで公開するという話が出たときに、もう大体何年ごろに庁舎がここに来るから、こうしたいという話も出てきますので、なるべく早く場所を決めて、お金の段取りがつき次第、庁舎の新築に向けて頑張ってくださいと思います。

以上で、この点について終わります。

それでは、続きまして、旧白浜地域の小学校適正規模について、質問してまいりたいと思います。

町長は、今12月議会の冒頭の説明要旨で、学校教育においては計画的に基づく学校施設の耐震化につきましては、北小の建てかえに引き続き、白一小の建てかえを早急に推進する必要がございます。また、耐震改修を計画している白浜第二小につきましても、具体化して進めてまいります。公共施設の改修や整備は、今後におきましても必要と考えてございまして、国・県の有効な補助メニューや交付金等も受けて、財政運営との均衡を図りながら、計画的に進めなければならないと考えてございます。その他にも課題等がありますが、事業の効率化を図り、職員とともに今後とも全力で取り組んでまいり所存でございますと、このように所信表明されております。

そこで質問いたします。

耐震化や事業の効率化を考えるとはいながら、児童減少や複式学級には全く言及されておられません。耐震化の計画を進めるのであれば、並行して児童減少や複式学級のことも考え、計画を進めるべきだと思います。統合の話が出た場合、マイナス面をさらけ出し、それをどうするかを考えるのは当然です。先送りして、解決することはないと思います。清原教育長時代、第一小の耐震化が終わり、第二小の耐震化が完了した後、第二小学校が複式学級になるようなことは避けたいと答弁されておりましたが、前回にも言いましたように、第二小学校は現在既に一部複式学級になっています。2億円以上かかるとされる第二小学校の耐震化計画は、児童数の減少のことも考えあわせ、計画変更はできないのか、計画どおり進めば、10年、20年は統合の話もないのではないかと思います。

この点について、答弁を願いたいと思います。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

ただいま南議員から白浜第二小学校の耐震化事業について、ご質問をいただきました。

白浜第二小学校につきましては、本年度実施設計のほうを進めておりまして、平成27年度の耐震補強に向けて予算要望をしているところでございます。もし第二小学校のほうを統合という形になりますと、当然白浜第一小学校というのが考えられると思いますけども、白浜第一小学校の実施設計につきましては、統廃合を踏まえたものとはしておりませんので、設計に、議員がおっしゃる白浜第二小学校の分を盛り込むとなりますと、普通教室の増設、それから、配置も含めて大幅に設計を見直す必要がございます。それに伴いまして、建築基準法の関係で、建築確認にも影響がございますし、また交付決定をいただいております国庫補助金、こちらでも再度申請する必要がございます。大幅に完成が出来ることになると考えてございます。

○議 長
12番 南君（登壇）

○12 番

いろいろな町施設の維持運営費を考え、効率化を図るのは地方自治経営の基本でございます。町立の小中学校の維持運営費についてお聞きします。

町から学校に支出している水道光熱費や修繕費、雑費等はわかると思いますが、先生の人件費は県負担なので各校長や町の教育委員会では把握していない。だから人件費を含む各小中学校の維持運営費はわからない。そのように理解してよろしゅうございますか。

○議 長
番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

学校の教職員の人件費につきましては、県のホームページのほうに、平均給与ということで、掲載はされてございます。本年26年4月時点の平均給与のほうも出ておりますので、それを勘案して人数分で掛ければ、出てくるという形にはなるんですけども、本当にそれが、金額が各学校の金額かといいますと、若干のずれはあると思いますけども、大体の金額は出すことは可能でございます。

○議 長
12番 南君（登壇）

○12 番

大体の金額でも、やはり公表していただかないと、施設に対してはやっぱりどういう施設でも運営費というのは大事な要件の1つですので、できたらここは何人でどのぐらい、何円まではする必要ないですけど、そしたら児童・生徒当たり大体どのぐらいの運営費というんですか、かかっているというのがわかりますので、その点もっと積極的に、私は公表してほしいと思います。その点よろしく願いいたします。

しかしながら、これも新聞に載っていたんですけど、ちょっと読ませてもらいます。

これはことしの10月19日の全国紙の新聞なんですけども、小中学校統合を促す、政府

が新指針、少子化に対応、ということで、そういう題で見出しで載っておりました。少し読ませていただきます。

政府は人口減を踏まえ、学校の再編を促すため、公立小中学校を統廃合する指針を、58年ぶりに見直す。現在は徒歩圏としている通学基準に、バス通学を想定した基準を加え、より広域で学校編成できるようにする。統廃合のための校舎改修費への補助も拡充する。指針は年内に見直し、年明けにも新指針を通知する。見直しは、1956年の統廃合の指針を通知して以来58年ぶり、指針は国が公立小中学校を運営する自治体に示す目安で、強制力はない。指針の柱は、通学範囲と学級数の2つで、このうち通学範囲の基準を見直す。現在の指針では、通学は小学校で4キロ以内、中学校は6キロ以内としている。56年当時は、徒歩を前提としていたため、新指針では、スクールバスなどの利用を想定して、1時間以内といった通学時間の目安を加える方向だ。より広域で学校統廃合をできるようにする。小規模校では人間関係の固定化などの問題が指摘され、生徒数をふやしてほしいと望む保護者も多い。一方では、学校がなくなれば、地域がすたれるという反発の声もある。国が学校の統廃合を促す新指針を示すことで、自治体が地域住民の合意を得やすくなる環境を整える。統廃合に対する財政支援も拡充する。2015年度から統廃合する場合に限り、学校施設の改修に対する補助率を、現在の3分の1から2分の1に上げることを検討する、とあります。

また、10月31日の別の日の新聞なんですけども、今回政府が統廃合の指針を見直す背景には、少子化で小規模校がふえていることがある。財務省は小中学校の統廃合で、中・長期的な財政支出を抑制すべきだとみている。残すべき学校施設を選択すれば、維持管理費を減らせる。子どもの数ほど減っていない教員の人件費を抑える効果もある。財政支援を拡充して、統廃合を加速させたいという考え、そして試算をもとに来年度予算案で教職員の定員削減と人件費抑制を文科省に求めていく考え、計算どおりの統廃合を求めるのではないとの姿勢ですが、少子化のペースに比べて学校統合や教職員の削減が進んでいない状況を示すことで、文部科学省に対して教員の人件費の予算をカットするよう求めるねらいがあると、このように書かれていました。

私は、国が今まで示してきた地方に対するいろいろな指導は、全て正しいとは思いませんが、この件に関しては大筋で納得できます。

1点目、少子化のペースに比べて学校統合が進んでいない状況である。2点目、国は来年度予算案で、教職員の定員削減と人件費抑制を文科省に求めていく。この2点を国は指摘していますが、小規模校はもちろんですが、過小規模校、これは複式学級のことなんですけども、を抱えている我が白浜にはどのような影響が出てくると思われませんか。ある程度の情報が入っていると思いますので、教育委員会の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

影響ということでございますけども、今のところ県のほうは教職員の配置であるとか、そういった部分については、これまでどおりの配置をいただける。ただ、小規模校については、複式の場合でしたら、校長先生、教頭先生という部分が、教頭先生が配置できなくなるであるとか、そういった部分はこれまでどおりのルールで配置いただけるというふうには考えておりますので、影響というのは今のところ考えてはございません。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12番

ということは、今のところ想定していないというんですか、そういうふうを受け取ってよろしいんですね。やはり国の動きもございますし、現実に町内を見ても、今の状況を見たらすぐにわかると思うんです。このままでは決していいことないというんですかね、やはり子どものことも考え、地域がさびれるとかそういうこともございますけども、やはりまず子どものことを第一に考えていかなければならないと思いますので、教育委員会ももう一度よく考えて方向性を示していただきたいと思います。

そして6月議会で、私は一般質問で統廃合の話を質問したんですが、もう一度お聞きします。

これは前に言ったんですけども、平成22年10月第1回白浜地域学校規模等検討委員会が、教育委員会より諮問されています。内容は、白浜地域における教育効果や学習環境、人間関係や生活環境、さらにここにあるんですけど、学校経営の面から、子どもたちの学習の場として望ましい教育環境である小中学校としての、学校規模に関する考え方を諮問しております。

答申によりますと、白浜地域の小学校の規模としては、複式学級とならない6学級が望ましい。そしてそれを受けての教育委員会の基本的な考え方は、小学校では1学級当たり児童数は10人から20人、適正規模を満たさない学校につきましては、指導方法の努力や工夫、改善を行い、教職員の確保に努めたいと、こういうふうにお答えされております。また、教育委員会は同じ答弁の中で、白浜第二小学校は近い将来において当該規模を下回る可能性が高いため、円滑な学校経営に向けての努力や工夫、改善を行う必要があると考えることから、耐震化工事の施工に当たりいろいろな視線に立って検討を重ね、アンケートを行った。耐震化を進めることについて賛同をいただける意見が多かったと、このように答弁をされています。

これは、ただ現状を認めただけで、全く学校経営の面にはふれておりません。先ほどの国の指導の、統合や教職員削減を踏まえ、円滑な学校経営とはどういうことか、お聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番外（教育長）

議員のご質問ですけれども、学校の統廃合につきましては、まずやはり地域の思いというんですか、学校を残しておいてくれという思い等々が非常に強うございまして、統廃合には学校、地域住民の理解を得ながら慎重にやはり進めていかなければならないと、このように考えております。6月の一般質問でも、議員さんが言われますようにお答えしましたけれども、適正規模を満たさない学校については、それなりの努力であったり、指導方法の工夫改善、それを進めて教育環境の充実を、今図っているところです。

現在、三舞中学校校区におきまして、安居小学校、市鹿野、それから三舞中学校ですけれども、三舞中学校の耐震化、それから安居小学校の児童数の減少等々ございますので、この2つを何とか、統合ではありませんけれども、並行しながら、安居小学校の校舎へ中学校を

移転させていく、こういうような方向も今、地域と進めているところでございます。

教育委員会としましては、今、児童・生徒が何名になれば統合するといった明確な基準は設けてはおりませんが、新町まちづくり計画、または白浜町の長期総合計画にも明記しておりますとおり、地域住民の十分な意見をくんで統合等々を進めていきたいと、このように考えております。

そのために、今は各地域の現状や課題、また地域生徒数の推移を的確に把握し、必要に応じて、保護者、学校、地域住民の皆様方に状況をお知らせし、ご理解をいただきながら、今後のあり方について協議、検討していける材料をお示ししていくと、このような状況でございます。どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

極論ですけども、地域の方のご意見をずっとお聞きしていたら、やはり学校を残してほしいと、それはよくわかります。そうすれば、逆に言えば、極論かも知れませんが、1人でもおる限り学校統合の方向に向かってはちょっと困るというんですか、極論ですけどそういうふうになってくると思います。

田辺の長野中学校ですか、統合されましたけども、その地区は昔は何十人おったみたいですけども、紀伊民報紙上にも載っておりましたけども、現在2人になってその2人も通学区域外の希望で通っておられて実質ゼロという、そこで初めて統合という話があったそうですけども、それは極論かも知れませんが、人数が何人というより地域の方のご意見を伺っていればそういう方向になってくると思うんですけども、できたら早目にそういう話を持っていかないと。

例えば私も前回言ったんですけども、やはり先の先を読むというんですか、富田中学校ができたときの事例がございました。これも6月の議会で言ったんですけども、昭和25年に富田中学校を開校したときには、南富田ほか三村立というんですか、共同であそこをやって、そのときは4富田の合併はもちろんのこと白浜町との合併も考えてなかった、そういう時代でございます。そういうときに4富田で組合立でやるという、そういうことが先の先を読んでいるということだと思います。

何か白浜の教育委員会は、現状も余り把握せずに今の状況を維持しようと、そういうふうにしてきてなりません。もう一歩進んで検討なさる考えはございませんか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

統合については先ほど言いましたように、何名であれば統合ということはありませんけれど、教育委員会としてはやはりイニシアティブをとって、統合すべきところは積極的に統合を推進していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長

12番 南君（登壇）

○12 番

特に第二小学校の場合が、こういう機会ですので、またほかにもあると思いますけど、こういう機会機会をとらえて、やはりそういう話をもっと積極的に、デメリットがあったら教育委員会としてはこんなことをしたのやと。例えば通学の距離にしましても、今、白浜幼稚園へ湯崎から幼稚園のほうに通っている方もございますし、それに対して何の不満も出てないと思うんです。距離が長ければスクールバスを出すなり、いろいろな方向が出てくるし、決してデメリットばかりではないと思いますので、その点いろいろと教育委員会も考えていただいて、なるべく早い機会にそういう方向に進んでいきたいと、そういう方向性を出していただきたいと思います。

以上をもって私の質問を終わります。

○議 長

以上をもって南君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 10 時 13 分 再開 10 時 24 分)

○議 長

再開します。

続いて7番 水上君の一般質問を許可します。

水上君の質問は一問一答形式です。まず、1番の子ども貧困、子育て支援についての質問を許可します。

7番 水上君（登壇）

○7 番

おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一般質問させていただきます。水上です。

最初に、人身事故などの救命対処を担っていただいている消防救急業務の活動や、生活環境課、また富田事務所、それから日置川事務所の鳥獣死体処理についての活動について少し思うことがあります。発言させていただきます。

三段壁の投身者の救助に向かって、あの絶壁をロープ1本でおける救急隊の仕事を目の当たりにしました。あの投身者のズボンの色とそこに寄り添う救急隊の光景は忘れられません。

また、昨日は、役場近くで早朝に車にひかれた犬の処理をしていただきました。夏には数か月異臭がするも原因がわからず、住民のたび重なる訴えに幾度と現場に出向いた末に、突きとめていただいて、生活環境課の職員さんは、異臭の中で作業をしていただきました。それを見届けました。救急対処は本当に大変だと思いました。人知れずまた数知れず、生命や住民の環境を守るためにこのような作業をしていただいていることに感謝とお礼を申し上げます。

それではここから質問させていただきます。

まず最初に、子供の貧困、子育て支援についてです。白浜町次世代育成支援後期行動計画が、平成22年3月に公表され、平成22年度から平成26年度までの合計5年間の計画を策定されましたが、この中で白浜町の人口推移については、住民基本台帳人口をもとに、平成22年は2万3,644人で、平成26年は2万2,616人と、4.3%減少すると予想され、現在平成26年11月末現在、人口は2万2,600人と、ほぼ見込みどおりの推

移です。当時18歳未満の児童数も減少傾向が見込まれ、平成22年は3,331人、平成26年は3,000人を下回る見込みで、総人口に占める割合も低下し、平成26年は13%と推計され、今後もこれまでの推移と同様に減少傾向が続くものと町は推計していますが、現状ではいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議 長

水上君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

平成26年度までの人口減少傾向の状況から勘案しますと、今後も同じような減少傾向は続くものと推察されます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

これはもう少し調査されているものがあれば、その推計値についても教えていただきたい、答弁いただきたいと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

平成26年度の4月1日現在の18歳未満の人口は3,065人で、次世代の行動計画より少し減少が緩やかになっていると思ってございます。それが平成26年11月末では、総人口が2万2,600人、18歳未満が3,046人となってございます。推計につきましては、今のところ町ではほんまの推測地としてしか出していないので、これからこの次世代の行動計画の後の子どもの計画の中で、今のところ審議会のほうでいろいろ審議しているところでございます。推計値については今後のことについてはまだきっちりしたものは出してはございません。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

平成26年度までとした計画の総括と、今後27年度からの次世代育成支援行動計画については、今審議中であるということですが、少子化が進む中に、白浜町ではどのような計画案が協議されているのか。また5年計画ですよね、そのことについては、この傾向から見て、どういう協議がされていますか。それから今審議中であるということなんです、来年の3月には提案されるのかと思うのですが、審議委員というんですか、その構成もどうなっていますでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

現在新事業計画策定協議の中で、後期行動計画におけるその取り組みについても振り返りは行っております。その点ですと、まずその地域における子育て支援という点では、各保育園で実施している園開放、また、広場事業では、子どもと保護者の交流の場となるような

子育て講座の開設や、保育士や保健師が乳幼児のいる家庭への家庭訪問を行い、育児相談に乗るなどの事業は実施しております。ただ現場、保育園のほうでは、土曜日保育の利用者が多かったり、また支援を必要とする子どもの増加によって、保育士の確保が課題としてあがってきております。振り返りの点でそういうところは出てきております。

あと親子の健康づくりの支援としましては、主に健康増進係による各種健診や予防接種事業などの実施がありますが、今後は、食育や生活習慣の啓発、そういう面につきましては、学校や保育園との連携も必要になると考えております。

あと3点目、生きる力を育む教育の推進という点では、地域に開かれた特色ある学校づくりとしては、各学校の実態や特性に応じた取り組みを行い、子どもの居場所づくりでは児童館を中心とした各種事業が行われております。

あと、子どもと子育てを支援する環境の整備につきましては、児童健全育成町民会議において通学路の危険箇所の調査やまたその改善要望を行ったり、警察署等の関係機関等と連携して、地域の見守り活動の推進も行ってしておりますが、子どもや乳幼児連れの人が利用できる図書館や公民館の駐車場の整備とかそういう面につきましては進んでいない状況となっております。

あと、支援が必要な子ども、家庭への支援という面では、各種事案によって、学校、保育所、児童相談所のほか、関係者が連携することで、適切な対応ができるように努めております。

27年度からの計画案についても、この後期行動計画の基本理念でありました「ふれあい・助け合いで子育ての喜びを実感できるまち」、それを継承しつつ、地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を支援できるよう、地域社会を構成する多くの組織、また人々が連携し、子どもの教育、保育事業について多様なニーズや課題に対応できるように、子育て基盤としての家庭づくりや地域づくりを進めたいと考えて検討しております。その具体的な施策や事業については、おおむね現在実施している事業を継続、強化できるように、児童福祉審議会でも検討いただいております。

審議会のメンバーですけれども、民生児童委員さんから3名の方、あと保護者会ということで、各保育園、また私立の保育園の保護者さん、幼稚園の保護者さん等で5名です。あと福祉関係の団体としましては、私立保育園の関係と、母子保健の推進協議会の会長さん、母子寡婦連合会の会長さん、社会福祉協議会の会長さん、学童保育の現場の指導員の方とかにも参加していただいております。あと学識経験者の方が2名いらっしゃいます。

以上です。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

たくさんの方の協議の中で、今後の課題もあろうかと思っております。

今聞いていて思いましたのは、危険箇所の指摘が地域から出てきますでしょう。あれに対しての処理というのは、迅速にできているのでしょうか。いろいろな多岐にわたる要望が出てくると思うんですが、そこでは把握できていませんか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

すみません、通学路の危険箇所ということでしょうか。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

そうですね、子どもの環境、周りの危険箇所。

実は地区でもやはりそういう所を、会合などのときには指摘され、保護者のほうから声が出るんですけど、それがどこまで行ってどう処理されているかというか、迅速な対応ができていないのかということをお尋ねします。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

保育園関係ではちょっとそちらは把握できておりません。町民会議さんのほうでは、毎年委員さんとかで実際に回ってみて、町への要望とかをかけておられると思います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

町民会議さんの担当課はどこだっけ。

教育委員会、お願いします。報告はないですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

先日も、町民会議のほうから会長あて、会長名で教育委員会と建設課のほうに要望がございまして、4カ所、実際に危険箇所ということで改善をお願いしますという要望書をいただきました、去る15日に回答のほうをさせていただいております。そのほかにも小中学校からも当然通学路の危険箇所ということでいろいろ要望が上がってございまして、11月のたしか17日、18日ぐらいだったと思うんですけども、2日間かけまして、教育委員会、それから町の建設課、国交省の紀南工事事務所、それから県の方と合同で点検を行いまして、対応策を考えているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

では次に、日本の子どもの貧困率は2009年の時点で15.7%、約6人に1人が貧困状態だと厚生労働省が発表し、当時大変驚きました。このことはいまだ社会問題として取り上げられています。貧困とは、経済協力開発機構が所得から支払うことが義務とされる税金と、社会保険料を差し引いた額で、手取り収入を世帯の人員数で調整したものであると説明。日本の貧困線は、年度によって多少変わりますが、4人家族で年収250万円あたりになると言います。この貧困率の定義は、多くの国際機関や研究者に用いられており、先進諸国の貧困をはかる上では一般的なもので、この考え方をもとに17歳以下の子どもについて貧困状態にある子どもが、子ども全体の何%いるのかをはかった数字が子どもの貧困率で、白浜

町ではどれだけ貧困状態と言える子どもがいるのか、お尋ねします。把握できていますでしょうか。

○議 長
番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

今議員がおっしゃられた貧困率というのであれば、所得とかの関係がございまして、そちらでの数字というものは町でははかりかねます。ただ、貧困状態というものを具体的にどういう基準でというのが明確にはされていないんですけども、今現在参考数字として、お話できるのが、18歳未満の子どもがいる生活保護の受給世帯、あと教育委員会の就学援助を受けている世帯、保育料が無料対象となっている世帯を対象としましたら、全体で168世帯となります。しかし、例えば乳幼児期であれば、未就園児につきましては算出ができておりませんので、そこら辺の潜在的には少なからずもうちょっと困窮の世帯もいらっしゃるのかとも推測されますけども、正確な数字は把握できておりません。

以上です。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番

保育料の所得段階や小中学校の就学援助、それから生活保護ですね。今、答弁がありましたけども、その受給率などから子どもへの必要な援助が見えてくると思います。そこで子どもの貧困といっても、子育て世帯の経済環境や社会のあり方によって変わってくると思います。国立社会保障・人口問題研究所の阿部氏は、「育児に時間をさかれる母親たちの安定した就労の場は限られてしまい、母親たちの多くはパートやアルバイトなどの低賃金で、昇給もなくいつカットされるかわからない不安定な雇用形態で働いている」と指摘しています。

先日テレビニュースで、父親が長期入院し、母親が世帯を支え、その中で子どもの貧困を取り上げていました。母親の働きづめの姿は、大学進学をあきらめなければならないかもしれないと、少年は話をしておりました。その少年は自分のお年玉をこっそり母の財布に入れていることもあったそうです。厚生労働省の平成23年全国母子世帯調査によれば、母子家庭の平均就労年収は181万円で、これは父子家庭の平均就労年収である360万円の半分の値だといいます。また近年は、若年層の貧困が問題になっていて、総務省統計局の労働力調査によれば、15歳から24歳の若年層の非正規雇用率は、男性45%、女性55%と、10年前の2倍以上になっているそうです。大変働きにくい社会であるかと思います。

貧困対策について、町がどのような手立てを講じてきたか。先ほど生活保護とかたくさんの方の対応をされているということですが、そこで、功を奏して、その生活の安定に寄与しているかという町の対応、その検証までできているのかということをお尋ねします。

○議 長
番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

実際のところ貧困に至るまでの対策というのは、ちょっとうちのほうでは今のところできておりません。福祉系のほうへ相談に来られる、もう既に貧困状態になっておられる方に対応させていただいている貧困対策ということでしたら、現在実施しておりますのは、生活困

窮者援護資金の貸し付けと、本当に今食べるものもないのだとかという場合は、NPO法人レスキューさんのほうからのお弁当の支給とか、社会福祉協議会さんからの衣類等の現物支給へ協力依頼していただく、そこへつながせていただくということをさせていただいております。

貧困対策についてはもう町だけではなく、県も社会福祉協議会さんなどの関係機関、またNPO法人など、多様な機関が連携することが重要なことだと考えております。国としては、来年27年の4月には、生活困窮者自立支援法が施行され、また相談支援体制の充実が図られようとしてはおります。町としましては、今現在25年の12月に生活困窮者の支援に係る機関の実務者、県とかレスキューさんとかも含めて、そういう方で生活困窮者支援プロジェクトというか話し合いをする会を持ちまして、そこで、現在の情報の共有や、生活困窮者自立支援法の今後の施行後の連携した支援体制を置くように、そういうことを目的に協議を行っていかねばならないということで、振興局の担当の方とかも入っていただいて、いろいろ話はさせてもらっております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

相談支援、そして困窮支援のプロジェクトもあるということで、多少そういう町の取り組みを知ることができました。

さて白浜町の子育てにかかる経済的負担を軽減する取り組みについて伺います。

児童手当の支給や保育料の減免、そして平成20年からは18歳未満の児童3人以上の同一世帯で、3歳未満の児童を対象に保育料無料化、出産一時金、子ども医療費や就学助成などがありますが、このほかにどのような取り組みがあるでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

おっしゃられました子育てにかかる経済的負担を軽減する取り組みということでは、今おっしゃっていただきましたように、保育料に関しては県の紀州3人っ子施策事業で実施している18歳未満の3人以上の同一世帯での3歳未満の児童の保育料無料化、それ以外には、町独自の施策として、3歳児到達時の保育料見直し制度やひとり親家庭等の児童が一時的な育児支援を利用する際に要する費用を、ファミリーサポートとかを利用した場合の費用を助成するという育児支援事業がございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

それでは就学援助の金額というのはどのぐらいで、対象はどのぐらいの人数になっているのでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

平成25年度の実績で申しますと、まず要保護・準要保護児童生徒の分につきましては、

小学校で605万5,341円、中学校で516万8,146円となっております。それからそのほか特別支援教育就学奨励費といたしまして、小学生13名に対しまして43万25円、中学生4名に対しまして16万2,687円の支給を行っております。

それからもう1点、白浜町入学就学奨励金、これは高校生に対して支給している部分でございますけれども、平成25年度で14名に対しまして75万4,000円支給しております。

それから最初の要保護・準要保護でございますけれども、件数といたしまして、小学校が100件、それから中学校が49件ございます。

以上でございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

高校生の入学支援ですか、それは14名。1人当たり幾らになるのかな。中学校の入学時もそうなんですが、やはり制服であるとか、入学してから要るような体操服であるとか、高校もそうなんですが、やはり就学支援でなかなか賄えないというか、やはりそこで大変親も苦勞するということは聞いたことがあるんです。やはり金額的にこれが白浜町はこの数年変わってきているのでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

要保護及び準要保護児童・生徒就学費・援助費、これにつきましては国の基準をそのまま適用しております。

それから高校生に対する入学奨励金でございますけれども、高校の授業料の無償化に伴いまして、ほかの市町村ではこれを廃止しているところもあると聞いておりますけれども、白浜町といたしましてはそのまま存続させていただきまして、若干金額的に低く抑えている部分もございまして、具体的に申しますと、今のところ就学奨励費のほうを、公立高校の場合月額4,000円、私立高校の場合月額6,000円としてございまして、これは以前よりも若干低くなっております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

文科省が平成26年1月に公表した平成24年度学習費総額は、学校教育費、給食費、学校外活動費が年に小学生で約30万円、中学校では約45万円で、幼稚園の3歳から高等学校3年までの15年間全て公立に通った場合で、約500万円、全て私立に通った場合では1,677万円かかると調査報告しています。この上大学進学となると、家庭にかかる教育費の負担は、生活費に重くのしかかり、白浜では町内に高校もなく、通学費用もバス通学になると高額で、保護者からは数年、町からの助成ができないかと要望を聞いています。この声は私が子育てしているころからです。もう数十年ですが、町は実態調査などできていたのでしょうか。この要望について、前向きに取り組む考えはあるのか、伺います。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

現在白浜町で行っている通学費の補助につきましては、椿地域から富田中学校のほうへ通っている生徒の方、その方については25年度14名に対しまして100万円程度実績で支給してございます。ただそのほかの援助については、特に行っておりませんし、そういった実態についても今のところつかめていない状況でございます。

○議長

7番 水上君（登壇）

○7番

白浜に高校がないですから、バスそして自転車で通っている学生によく出くわします。自転車で通学している学生を見ると、寒いとき、そしてクラブで遅くなったとき、夜暗い帰宅を心配します。そして最近送迎しているご父兄も多いわけですが、バスになかなか乗せられない、負担が大き過ぎるということで、保護者の送迎もよく見かけます。そういう時間的な保護者への負担、就労前に送っていくわけですね。そういうことも配慮しながら、前向きに1度この辺りも調査して、これは家庭にかかる負担はすごく大きいと思います。

それと子どもを守る安心・安全なまちづくり、それから子育て支援になろうかと思うんです。こういうことも本当に要望はずっと何十年続いておりますので、ご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

一応予算もかかることでございますし、前向きにはちょっとここでは申し上げにくいので、大変申し上げにくいんですけども、いろいろとそういうお話は聞いているのは事実でございますし、さきの中学生議会のほうでも中学生からそういったご質問もいただいたところでございます。教育委員会としましても、そういった声をいろいろとお伺いしていく必要はあると考えてございます。

ただ、新たな補助金であるとかそういった部分については慎重に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長

7番 水上君（登壇）

○7番

このことについて町長のお考えもお伺いしたいと思います。

○議長

番外 町長 井潤君

○番外（町長）

高校がないという白浜町の状況が、今までずっと、特に高校生が通学するに当たっての経済的な支援といえますか、交通費ですとかあるいはバス代、これは電車代もあると思いますし、自転車で通学する生徒が多いということで、その中でいま先ほど寺脇次長のほうからも答弁しましたけれども、中学生議会でもこのことについての要望というのがございました。

これはやはりずっともう長年の課題でもあるんですけども、私も教育委員の時代にそう

いったことを前向きに検討できないかということで、考えておきまして、これかなり財政的なこともあるんですけども、やはり実態をまず調査した上で、当然実態はすぐにわかるんですけども。それと具体的にどこまでの支援が必要なのかということ。それからどのぐらいの要望といいますか、それが保護者のほうからあれば、もちろんこれが一番大きいわけですけども、やはりその辺もぜひとももうちょっと議論の余地はあるかと思っておりますので、前向きにということでは、今すぐというわけにはいかないんですけども、時間をちょっといただきまして、来年度に向けて、ちょっと町の中で教育委員会と連携をしながら、少し議論をしていきたいというふうに思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

今いただきました教育委員会、そして町長の答弁、これはしかと覚えておきます。今後にどういう検討がされて、また報告いただけるかと。審議の結果、そういうことも、私もまた質問をさせていただくやもしれません。

次に、ちょっと順番が変わりますけれども、子ども医療費助成の年齢の引き上げができないか伺います。子ども医療費助成は、白浜町では議会でも数年要望し、段階を経て、現在12歳までの助成を実施していただいています。白浜町でも数年、中学生までの無料化を要望してきた経緯があります。県下の自治体の状況を伺います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

子ども医療費の助成の年齢の引き上げに関してですけれども、県下の町村では、中学生までの拡大が進んでおるといふふうに聞いております。市についての拡大状況につきましては、就学前、あるいは小学校卒業までの助成にとどめているところがほとんどなんですけれども、一部の市では入院のみ中学生まで拡大を実施しております。また、町の拡大状況ですけれども、21町村中17町村が中学卒業もしくは18歳までの拡大を実施し、1町が入院のみで中学卒業までの拡大を実施しています。就学前の医療費は、県の補助がありますけれども、就学後は、町の単独の事業として実施していくこととなり、仮に中学生が500人というふうにして、中学生約500人を拡大した場合、年間で約1,300万円から1,400万円の町負担が増加するというふうに試算しております。

制度の拡大は非常に重要な課題ということで、過去におきましても、議員の皆様方からもご要望等がございました。その中で重要課題、重要施策というふうに考えてございますけれども、現在の今の町の財政状況、こういったものも非常に負担が大きくなるということで、厳しい状況ではあるというふうに考えてございます。

今後も、国や県の動向、そしてまた県内の市・町の動向を引き続き注視しながら、町としてしっかりとこの支援施策につきましても取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

県下の町村の動向は、もう既に実施しているところが17町村あるということです。財政を言いますと、本当にかんじがらめで何もできませんけれども、優先順位をどこに持つてくるかと。やはりこういう子育て支援というのは、町の力というんですか、そして後の質問に続くんですけれども、定住促進というかつながっていくかと思うんです。やはり金額だけを見ないで、子育てする世帯の定住を図ろうという視野を町長にも持っていただきたいと思います。

次に、保育料の無料化、見直し、年齢の引き上げについて、そして子育て世代の支援について、保育所の待機児童についてはどうか、一括してお伺いいたします。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

保育料の無料化、見直し、引き上げということですが、来年度からの新制度に向けて、現在保育料の設定も検討しております。新制度への移行に伴い、現行の保育所の利用水準をもとに国が定める水準を限度として市町村が定めることとなっておりますが、町としましては、今までも国基準の階層区分より3階層ふやし、細かな対応をしております。そのことと、制度改正に伴って町が負担する施設型給付にかかる費用もちょっと大きくなるのが予想されますので、財政状況が厳しい中での単独での保育料無料化の拡大というのは、ちょっと厳しいとは考えております。

保育所の待機児童についてでございますが、26年度における入所希望者については待機児童は今はありません。ただ最近の傾向として、低年齢からの入所を希望される方がとても多くなっております。27年度の入所申し込みについては、現時点では保育の必要性、希望の施設の確認作業を行っているところですが、低年齢児の入所希望がやはり予想より全体に多くなっているところが現状です。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

今、答弁をいただきました。低年齢の児童が多い、要望が多い。これは現状申請されているわけですから、これは白浜町は対応できますか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

やはり新制度としまして、まず保育が必要かどうかというところ、実際お父さん、お母さんの就労時間によって、また、受ける、利用される時間が決まってきます。その後また、ひとり親さんとかそういう優先順位がかかってくる部分もありますので、そこで、一応ここだったらまだひよっとしたら動けるよというところがあったら利用調整というか紹介をさせていただくんですけれども、どうしてもできない場合はまたそれ以外の施設を紹介させていただくという格好になるかと思えます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

私は若い母親からちょっと意見をいただいたんですが、育休明けの幼児の受け入れができていないと。幼児というかゼロ歳、1歳児の話になってくるんですが、6月、7月に育休明けの母親が、2カ月育休を繰り上げて社会復帰した方がいらっしゃいます。4月の保育所入所を逃すと白浜町では途中入所できないからと、就労規則に認められている育児休暇を満了できずに、母子を早期に引き離すことになっています。母乳で育てていた母親は、まだ離乳食の途中です。若い母親たちのこんな悩みをご存じでしょうか、お尋ねいたします。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

ひょっとしたら私が去年面接に行ってお話しさせてもらった方がそういう方なのかなとは思われます。実際2カ月、その間に予約みたいな格好にはさせていただけてないので、どうしても調整というんですか、させてはもらっています。中にはそういうお問い合わせがあるのも承知はしております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

当初のやはり人数、定数、そして保育士の人員配置とあると思うんですが、その中で県の保育士の資格を持った方への登録制度があります。ああいうのはどういうふうに活用できるんですか。状況にもよりますけれども、登録している方に働いていただく、就労していただく、そして子どもたちを受け入れる状況にはならないでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

保育士さん不足につきましては、実際、急遽、今、若い保育士さんが産休に入るようになりましたよとなったときには、うちはもう代わりの人を探すのにとっても苦労している状態でございます。だからこの近辺でなるべくなら声掛けして探してもらおうとか、登録されている方となったら、例えば県内ではもっといらっしゃるのかもわからないんですけども、そういう制度を利用しての獲得というのは、手掛けてはおりません。

あと例えばゼロ歳、1歳の子どもさんを急遽受け入れるとなった場合には、やはり現場でも実際ゼロ歳、1歳でしたら、子どもさん3人に対して保育士1人、それが現場として2対1ぐらいの状況やということがありますので、なかなか難しいところがございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

母親の就労支援、現場復帰していかなければ生活できない。そういう家庭事情もあります。せっかくこの登録制度もありますから、これをどうにか活用できないかと思うわけです。やはりそういう県の対応ですか、もうちょっと研究していただいて。できたらそういう白浜町も、一番子どもが小さくて本当にどうしたらいいかわからないという悩みです。大きくても1日家に置いておくわけにいかないんですけども、そういうことで、ゼロ歳、1歳児の保育士の数が足りないんじゃないか、措置が足りないんじゃないかと思います。その声は大き

いです。このことについて、今後取り組んでいただきたい。答弁をいただきますでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番外（民生課長）

その登録制度とかまた県のほうでもお聞きして、活用できる方向を探してみたいと思います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7番

これまで数年要望してきました。学童保育の入所設置要件、6年生までの受け入れ年齢引き上げなど、要望してまいりました。何年もかかって訴えてまいりました。この協議の進捗について、教育委員会に伺います。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番外（教育次長）

現在教育委員会では、子ども・子育て新事業計画の中で、学童保育について重点的に取り組みを進めてございます。現在の学童保育につきましても、3年生までの対象児童だけで例年定員超過の状況でございますが、何とか体制等を考慮しまして、待機児童が出ないように対応してございます。

このような状況から、すぐに年齢を引き上げた場合、さらに利用者の増加というのが見込まれてございます。具体的には昨年民生課において実施したニーズ調査の結果を分析いたしましたところ、今後、低学年で200人、高学年で約90人の利用が見込まれてございます。そのため、単に年齢を引き上げただけでは大幅な待機児童というのが考えられますので、現状の定員を見直した上で、計画期間内に施設等の整備を進め、整ったところから順次4年生以上の児童を受け入れることといたしまして、11月の定例教育委員会、また児童福祉審議会ですらういった方針をお示しいたしまして、一定のご理解をいただいたところでございます。

方針ではまず施設の整備を先行して考えておりますので、町当局のほうとも十分協議をしながら、4年生児童の受け入れを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7番

前向きな答弁をいただきました。次年度に向けてその体制が整えられるものだと思います。私が数年要望しているのは、全体のやはり底上げをしていただきたい。環境、そしてそういう児童引き上げですか、町内全体の学童保育所の引き上げをしていただきたいということでございます。

それではこれで、子どもの貧困、子育て支援については終わります。

○議 長

それでは、子どもの貧困、子育て支援についての質問は終わりました。

次に、2番目の町づくりと活性化の質問を許可します。

7番 水上君（登壇）

○7 番

町づくりと活性化について質問いたします。

まず定住促進について、今後さらに少子化が進み、町を支える定住者が減れば、町が消える危機感があります。これまでの若者支援や定住支援についての方策について、数年、幾度と町の姿勢、考え方を質問しました。これまでの検証はどうであったのか、現在の施策とまた今後の課題を伺います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま若者の定住促進に関するご質問をいただきました。これまでも議員からは少子化対策や定住対策といった視点からご質問をいただいたかと思っております。

まず、これまでの検証ということをございますけれども、定住することの前提はやはり暮らし、そして産み、育てるということが基本となってくると思っております。

そうしたことを踏まえますと、やはり学校教育の充実、福祉医療の充実といったことが優先されるべき課題だと思っております。

また、特に紀南地方全般に言えることだと考えておりますけれども、若者の働く場所が少ないといったことも、定住を促進する上で大きな課題であり、ハローワークの有効求人倍率を見ましても、その低さはやはり顕著に数字に示されていることは、以前にもご説明、ご指摘を申し上げました。

こうしたことを踏まえまして、若い世代に定住していただくためには、だれもが望む多方面からの施策が必要であると考えております。安心して子育てができる医療・教育環境といった分野での充実を図ってきたところでございます。

具体的な施策といたしましては、子どもたちが日常生活の大半を過ごす学校施設の安心・安全を高めて、安心して子育てができる環境を整えるためにも、合併以降、耐震性が確保できていない学校施設の耐震化を計画的に実施し、必要によっては建てかえるといった取り組み行ってきたことは、以前にもご説明を申し上げたとおりでございます。その結果、平成20年4月1日現在では、26.5%であった耐震化率も、平成26年には60.9%まで向上し、現在、北富田小学校、白浜第一小学校の建てかえ工事が行われておりまして、安心してお子さんを学校へ送り出すことができる環境が整ってきているというふうに考えております。また、共働きやひとり親家庭等の保護者が安心して働くことができる環境として、必要性が高まっている学童保育所の施設整備も拡充してまいりました。

若い世代のニーズは大変幅広いものがありますがけれども、保育環境の整備、そして先ほどの学校、学童施設、子ども医療費等の負担軽減措置など、生活全体にかかわる基本的な公助、また安定的な生活を営んでいただくためのインフラである交通網の整備といったことを主に充実を図ってきたところでございます。

市町村や県がそれぞれさまざまな施策を講じて、若者が定着するような取り組みを行っていることは、議員もご承知のことかと思えます。

こうしたことにつきましては、実際に生活をされています皆様のニーズを聞くといったことも、今後の定住促進に向けて大きな取り組みの1つではないかと考えております。

先ほども申し上げましたように、そういった意味では、今後、どういうふうなことが一番

重要であるかということを考えていかなければならないと思っております。

そのための対策としましては、ほかにも、例えば全国的な深刻な問題となっております、過疎地における医師の確保です。これは白浜はまゆう病院もしかりなんですけれども、医師の確保は地域で生活するためには最もこれは重要な課題だというふうに認識をしております。そうしたことに對しまして、町では病院を核とした各診療所を結ぶ医療情報ネットワークを構築して、地域住民の皆さんが安心して暮らせるような医療環境の整備を進めてきております。過疎部でも安心して暮らせるといったところが、その地域での定住につながるのではないかと考えております。

都市部に人口が集中している今現在、定住促進、就労支援といったことが、過疎化が進む町にとっては将来への重要な課題であるといえます。町でも企業進出の際に補助金などを交付することができる企業誘致促進条例を制定し、県の企業立地課とともに、企業誘致にも取り組んでまいりました。今後も引き続き、県の企業誘致課と企業立地課や県の東京事務所とも連携を図り、白浜町への企業進出を支援することで、新たな雇用の創出につなげたいというふうに考えてございます。

ほかにも東京などで開催されております和歌山県人会など、こういったいろいろなところにも顔を出して、窓口を広げる取り組みを早々に行うことができればと思っております。どんな情報でも、機会があるごとに提供をお願いすることで、さまざまな分野における企業誘致の可能性を探ることや、一方で、閉鎖された民間の保養所、そういった福利厚生施設、寮とかそういったものを町のホームページ上で紹介するといった具体的な案も今は可能ではないかと思っております。

こういった取り組みが地域に、白浜町にとって有効なのか、効果があるのかということ、今後さらに研究を深めたいと考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

町長から説明をいただきました。

学校施設の耐震化であるとか安心・安全、これほどこの市町村もやっていただいているところですね。ニーズを調べる、これは大事なことかと思えます。

それから今聞きまして、保養所の再利用というんですか、活用をホームページでとおっしゃっています。私もよく聞かれます。白浜町で保養所の跡地が使えるかと聞かれるんですが、あの建物になると、耐震診断、補強をしていただかないと、活用していただけないんじゃないかと思うんです。その辺はどういうふうになっていますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

もちろん耐震化ができていない寮とか保養所であれば、これはまずそういったもので発信していても恐らく使えませんので、やはりその辺のところは調査した上で、一定の基準を満たすものであれば、これは当然、情報として空き家対策にもなりますし、あるいは寮の利活用にもなりますので、そういったものはぜひとも前向きに検討していきたいと思っております。

ます。

県の施策で平成27年度は、空き家対策ということで、一定の補助金が出る予定になっていますので、空き家が使えるかどうかということで、耐震ですとかあるいは補強すると、改修するというときに、一定の補助金が出るというふうな方向性になっておりますので、それも県と連動しながら、町の中でも空き家があるのであれば、それは使える使えないとありますけれども、それを具体的に改修するなら改修して、そしてまた新しくした上で、全国にそういった空き家の有効利用ということで、あるいは定住促進を高める上で情報発信をして、そういったものをもっともっとアピールしていけば定住促進につながるのではないかなと、特にIターンにはつながるのではないかなというふうに思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

そういう助成が出るというのもやはり発信していただいて。現在、空き保養所の実態というんでしょうか、実際すぐに使えるような施設があるのかなあとちょっと思っておりますけれども、そういう対象になる施設はどのぐらい白浜町ではありますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ちょっと今、具体的な数は把握しておりませんが、実際に今現在、保養所、寮がかなり閉鎖された中で、また新しく経営者がかわって運用していただいているところもございます。その辺の実態調査はこれから進めていきたいと思っておりますし、空き家につきましても、やはりすぐ使えるところと使えないところと多々ございますので、さまざまでございますので、その辺りの実態はこれから調査していきたいと思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

ぜひ1度調査していただいて、このホームページで発信するというのはすごくいいことだと思います。これは町なかの空き店舗対策にもなるかと思えます。やはり後継者がいないとか店舗の老朽化の中で、空き店舗として置かれているところも結構多いですから、そこも含めて以前にも調査ができていたということは、質問したことはあるんですけども、この町長は今発信したいということですから、ぜひ白浜町はそれに取り組んでいただきたいと思えます。

それで私は県の教育委員会のまなびすとのセミナーを今、受けて、受講しております。これは地域の魅力発掘というようなそういうテーマで今、調査をしているんですが、幾つかのテーマがありますけど、私はそのグループに入れていただいているんです。

先日、旧龍神村のアート村構想というのを調査しました。これは昨年龍神国際芸術村の開村30周年芸術祭というのが開催されています。ここに入所というか入村された方、古い方に聞きますと、やはり行政がそういうアートの村にしたいという、芸術村にしたいという構想にのって都会から入村してきた。その方々が実際今まちの活性化に向けて大変お力を持っています、よそからも芸術家を呼び込んでいただいてアートの村になっているんです。そ

れには、自治体がやはり最初のうちは家賃補助などしますが、ある程度の年度で普通の一般公共住宅と同じような家賃をいただき、その中で根付いて定住していただいている方が結構多いんです。芸術家たちはそこにとどまらず、作品は全国に向けて発信していますから、その芸術家たちを頼って若い人たちも入ってくる。流入してくるということも聞きました。

やはり自治体が仕掛けて、自治体の力でそういう後押しをする。若い人たちを後押しする。また芸術家を後押しする。そういうまちづくりはできるんじゃないかと思います。白浜町は何ができるか、これもひとつ考えていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

若者定住促進について、今後もやはりもっともっと発信していただいて、それで白浜町についてのホームページの情報も、もっと町なかが見えるように、施策も見えるように。クリックしてもなかなかどういう施策でどういう助成があつてというのが見えてこないんです。でも何年前かにWi-Fiだとか、それからフェイスブックなどの提案もしまして、今は取り組んでいただいておりますから、白浜町はどんどん前向きにいろいろな協議をしていただいた中で、施策に反映していただいていると思います。

やはりこのことの、定住促進についてはぜひ今後必要な課題かと思えます。よろしく願いしたいと思えます。

それから次に活性化について。もう定住促進と同じような質問が出てきますけれども、経済の疲弊が言われて久しい白浜町ですが、町なかの現状はいかがと町はとらえているのか、町長のお考えを伺います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

経済の疲弊というか町の状況を今考えますと、非常に閉塞感といいますか、町のなかにそういった、特にメインストリートに関しましてもなかなか人が歩いていただけていないといえますか、そういったものが感じております。夏場だけは結構にぎわっても、それ以外のシーズンにつきましてはなかなかお客様に歩いていただけない。あるいは観光客が少し減っているというふうなこともございますので、やはり深刻な課題として問題として受けとめておりまして、今後来年度に向けましてどういったことができるのか、もう一度経済3団体さんとも連携しながら、新しい観光客の誘致、あるいはまたリピーターの確保、白浜はこの温泉街だけじゃないんですけれども、そういったことでいろいろな角度から検討して、経済の活性化をもう一度生み出せるような施策を考えていきたいというふうに思っております。

○議 長

7番 水上君(登壇)

○7 番

町長は就任されてから、同じようなお考えを伺ったことがあります。活性化に向けて、町の考え方と私たち町民の考え方、とらえ方のかい離はないかということです。そのことについて町長のお考えを伺います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

活性化に向けての町の考え方といいますかそれと町民の方々のとらえ方のかい離とい

ますか、ギャップはないかということだと思えますけれども、私は基本的には町民の皆さんの考え方は理解しているつもりでございます。私の考え方も、いろいろな公約等で、あるいは町の方向性ということでお話ししておりますので、その辺りのご理解はいただいているのではないかと考えております。

ですので、あとはどういう方向で何を優先していくかということだと思えます。これは活性化協議会でも議論していただきまして、提言をいただいておりますので、それを1つのベースとして、これをいかにこれから形にしていくかということでございますので、優先順位、プライオリティーを考えながら、来年度に向けて、特に3つの大きなテーマがございましたので、白良浜とその周辺の利活用、そしてまた旧空港跡地の利活用、こういったものも大きな課題の1つでございます。その中で今後、来年、再来年ということで、大きなビジョンと計画をもって、これから町民の皆様にもお示しをしながら、皆様方と一緒に議員の皆様とも一緒にどういったまちづくりをするかということで、今考えておりますので、この辺につきましましては、皆様方のまたご意見とかご要望もいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

実は、町長のその考え方は幾度と伺っておりますけれども、町なかでは経済3団体の中でもいろいろな方がいらっしゃいます。やはり白浜町は何が変わったのかと。町長は何を考えているのかと私は聞かれるわけです。町長はこんなに申していますよということは説明させていただくんですけれども、やはり本当に観光客が減り、経済が厳しい。そんな中では町民は今か今かと、町長の施策を活性化に向けて待っていますので、町民に理解していただくには、もっともっと住民との対話も必要かと思えます。当初は、やはり車座というんですか、いろいろ対話の機会を持つというような、町長はそんな話もされていたようなんですけれども、そういう計画があってもそこに、例えば管理職の皆さん、そして経済団体、そして議会も含めて一緒になって考えていきたい。私たちも一緒に聞かせていただいて取り組んでいきたいと思えます。

よく歴代の町長さんもそうだったんですが、活性化協議会は確かに答申が出ております。諮問機関から出ておりますけれども、やはりそれは町長がその諮問機関の答申をどう生かしていくかということですので、それだけに頼らず、町長のお考えをもっと前面に出して取り組んでいただきたいと思えます。

こんなレポートがありますので、少しご紹介します。

増田寛也元総務大臣がストップ少子化、地方元気戦略として発表した増田レポートに、2040年までに半数近くの自治体が消滅可能性の危機にあるとしています。

また国交省は、2050年度に向けて、新たな国土のグランドデザイン2050を決定していますが、そこでは状況認識としてこの増田レポートをベースにした、地域存続の危機とそれから巨大災害の切迫が指摘され、それに対する基本戦略として、コンパクトな拠点とネットワークの構築を挙げております。そこで、コンパクトシティづくりについて活用されているということなんです。

白浜町もこの町の課題を見据えた中で、やはり将来に向けた取り組み、先ほどから町長は

次年度、次年度というような発言ありましたので、今後の戦略というか施策に期待して、私の質問を終わります。

○議 長

2点目の町づくりと活性化についての質問は終わりました。

以上をもって水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 11 時 31 分 再開 13 時 00 分)

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日は、14番 丸本議員まで一般質問を行い、その後、散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思います。なお、明日の開会時間は午前9時30分ですので、よろしくをお願いします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

以上で諸報告が終わりました。

引き続き一般質問を行います。

6番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の一般質問は一問一答形式です。

まず1番の県立自然公園の国立公園への格上げについての質問を許可します。

6番 長野君(登壇)

○6 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

まず初めに、質問事項の1番目、県立自然公園の国立公園への格上げについてお尋ねいたします。

その1点目、国立公園への格上げについて、町の取り組み状況について質問をいたします。

白浜町は田辺南部白浜海岸、熊野枯木灘海岸、大塔日置川、古座川県立自然公園区域内にあり、今般、国及び和歌山県から、田辺南部白浜海岸県立自然公園、熊野枯木灘海岸県立自然公園の国立公園への格上げを検討しているとのことであり、環境省熊野自然保護官事務所によると、地元との調整はほぼ終了し、現在関係省庁との協議を進めていると報道されていましたが、白浜町として国立公園への格上げ案への説明をどのようにされているのか、取り組み状況等についてお伺いいたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町長)

ただいま長野議員から県立自然公園の国立公園への格上げについてのご質問をいただきま

した。

国立公園への格上げについては、ただいま議員が申されましたとおり、白浜町は田辺南部白浜海岸、熊野枯木灘海岸、大塔日置川、古座川県立公園の区域内にあり、今般、国及び県から田辺南部白浜海岸、熊野枯木灘海岸県立自然公園の国立公園への格上げの提案があり、現在3者で協議を継続しているところであります。

当町の取り組みとしましては、昨年度に6月の全員協議会を初め、経済団体、漁協、町内会等関係団体に会議の席上、または個別に訪問し、今年度には再度漁協を個別に訪問し、説明させていただき、国、県と協議を進めているところであります。

なお、当初は平成27年3月の指定で進められていましたが、国の諸事情によりスケジュールがおくれ、平成27年夏ごろの指定となる予定とお聞きしております。今後のスケジュールとしましては、国、県からの意見照会を確認し、来年の2月ごろに環境省が原案のパブリックコメントを行い、環境省案を作成し、6月ごろに審議会に諮問され、7月から8月ごろに官報告示され、国立公園に決定の予定でございます。

当町といたしましては、国立公園化について国からの案が出された後に、昨年度に説明させていただいた関係団体への説明をもう一度行うとともに、国立公園化の際には町広報やホームページを通じて周知をしていく予定にしております。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

続きまして2点目の吉野熊野国立公園ビジターセンターの誘致について質問をいたします。

現在全国28都道府県、65カ所に国立のビジターセンターが設置されております。先ほど国立公園の格上げの質問をさせていただきましたが、私は国立公園化のメリットは5つあると考えます。

まず1点目、国立公園というブランドで、観光地の選択優位性の向上や、イメージアップにつながると思います。

2点目、和歌山県や町の環境保全事業に対し、環境省の協力が得られる。例えば漂着ごみの回収、海底等の清掃、生態系保全のための防除作業、自然再生事業等の協力であります。

3点目、漁業とダイビング、水上バイクと海水浴など、公園の利用のあつれきの調整に環境省の協力が得られる。

4点目、海水浴場周辺への水上バイクの進入禁止など、管理計画の設定の際に、地域に沿ったきまりや規制をつくることができる。

5点目として、各種イベント等への講師等の派遣について、環境省の協力が得られると思うわけであります。

ビジターセンターの設置の目的としては、自然公園区域内の魅力を紹介し、来訪者への情報発信の拠点ともなります。格上げがなされた場合、先ほど申しましたように、多くのメリットがございます。この機会にぜひ、白浜町内にビジターセンターの設置を検討していただき、関係機関に強い働きかけをしていただきたいと思います。

また、国立公園化のデメリットとして、許認可申請手続きの窓口が和歌山県から国に変わるため、今まで西牟婁振興局や町へ申請していたものが、熊野自然保護官事務所となり、新宮市まで足を運ばなければならないということも考えなければなりません。

そうしたことを鑑み、全国の国立公園に配置されている環境省の自然保護官の事務所としての位置づけと、先ほども申しましたが、当町へのビジターセンターへの設置を、国等の関係機関への働きかけも含めて、町長の所見を賜りたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

吉野熊野国立公園ビジターセンターの誘致についてご質問をいただきました。

田辺市においても誘致を要望されていると聞き及んでおりますが、白浜町といたしまして、町内への熊野自然保護官事務所やビジターセンターの設置をお願いしました。

町内に熊野自然保護官事務所を置いていただけることで、より便利になることは言うまでもありませんが、国立公園の拠点としてすぐれた自然とのふれあいを通して、自然への理解と自然を大切にすることを目的として設置されるビジターセンターを町内に設置することにより、議員が話されました多くのメリットと町内の自然公園はもちろん、南紀熊野ジオパークとも情報をリンクさせ、地域全体の魅力のアップにつながり、そういった情報を発信していくことができると考えてございます。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

ちょっと状況につきまして報告させていただきます。

先週も近畿地方環境事務所と自然保護官に来町いただきました。それで幾つかの施設を見ていただきまして、現在候補となる最終的な決定を行う段階であるということでお聞きしてございます。国等の関係機関に対し、情報等を初め必要な協力をしてまいりたいと考えていますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

答弁をいただきました。これで、県立自然公園の国立公園への格上げについての質問を終わります。

○議 長

それでは、1番の県立自然公園の国立公園への格上げについての質問は終わりました。

次に2点目の白浜町観光大使についての質問を許可します。

6番 長野君（登壇）

○6 番

次に質問事項2、白浜町観光大使についてお尋ねいたします。

その1点目、白浜観光大使の実情について質問をいたします。

白浜町の観光大使には5名任命していると聞いていますが、私が思うには、5名の大使の名前を果たしてどれだけの町民の人が知っているのだろうか、いつも疑問に思っております。

任命書を見てみますと、「あなたを白浜観光大使に任命します。南紀白浜温泉が全国の皆さんに知っていただき、愛され親しまれる温泉地として発展いたしますようお力添えをお願い申し上げます」と任命されていますが、現在の大使の実情についてお伺いいたします。

○議 長
番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

白浜観光大使につきましてご質問いただきました。

白浜観光大使は、白浜町の魅力を全国に情報発信することにより、白浜町の知名度向上と誘客の増大を図ることを目的としまして、平成16年5月20日に要綱を定め、以来当町内外で活躍する人の中で当町に関心と愛着を有する人の中から白浜町長が任命を行ってきたところでございます。

任期は2年、無報酬で活躍をいただいております。先般も双子のパンダ誕生時にお知らせをさせていただきましたが、その実情といたしましては、これといった観光大使との連携が図れていないのが現状ですので、今後は当町の情報をできる限り提供させていただく等、観光大使との連携を図ってまいりたいと考えてございます。

○議 長
6番 長野君（登壇）

○6 番

次に、2点目の町の広報誌での紹介について質問をいたします。

観光大使は白浜町内外で活躍する人の中で、当町に関心と愛着を有する人の中から町長が任命するとなっております。本当に白浜が大好きな人ばかりだと思いますので、町のホームページ、あるいは広報を通じてぜひ紹介をしてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議 長
番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

議員ご指摘のとおり、当町といたしましても、町広報誌等を通じて町民の皆様にも白浜観光大使を紹介し、当町の観光振興に寄与されている観光大使の取り組み等を広く周知する必要があると考えています。

ただ、明年3月31日に現在の観光大使の任期が満了いたしますので、現観光大使には再任の意思をその際に再度確認させていただきまして、4月に改めて任命をさせていただいた際に、町広報誌や町ホームページに掲載し、紹介してまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議 長
6番 長野君（登壇）

○6 番

次に3点目、観光大使を通じてさらなる観光振興についてお尋ねいたします。

白浜町観光大使設置要綱第3条で、大使は当町の観光物産等について紹介及び宣伝に努めるとともに、当町の観光振興のための提言及び情報の提供を行うとなっておりますが、具体的にどのような形をお願いしているのかお伺いいたします。

○議 長
番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

先般も双子のパンダ誕生時にお知らせというふうな格好で、当町の情報をお知らせする際

をお願いするということとなりますが、先ほども答弁いたしましたように、観光大使との連携がほとんど図れていないのが実情でございます。まずは、定期的な情報提供を行うなど、どのようにすれば円滑な連携が行えるのかなど、再度精査させていただきまして、有効な活用を図れるようにしてまいりたいと考えてございます。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

これで白浜観光大使についての質問を終わります。

○議 長

それでは2点目の白浜観光大使についての質問は終わりました。

次に3番目、「南紀熊野ジオパーク」日本ジオパーク認定を受けての質問を許可します。

6番 長野君（登壇）

○6 番

次に、質問事項の3、「南紀熊野ジオパーク」日本ジオパーク認定を受けてについて、質問をいたします。

その1点目の、今後の町の推進体制についてお伺いいたします。

ジオパークにつきましては、一般質問など、これまで機会があるごとに取り上げてきましたが、去る平成26年8月28日、日本ジオパーク委員会におきまして南紀熊野地域が晴れて日本ジオパークに認定され、正式に活動をスタートすることになりました。日本ジオパーク委員会から発表された認定理由について、「プレートの沈み込みに伴って生じた、地層群を貫くマグマの活動や巨大地震と津波がつくり出した独特の景観、そしてそこから生まれた熊野信仰と、本当に数多くのすぐれた地域の自然、大地の成り立ち、災害、そして世界遺産にもなっている地域文化と人々との強いかかわりに気づくことができる」と述べられています。8月28日の夕方、私も関係者の皆さんと一緒に、串本町橋杭岩の前に集まり、合否の結果を待っていますと、日本ジオパーク委員会から推進協議会事務局長に、認定されましたと知らせが届きました。田嶋串本町長の発声で万歳三唱、その模様はマスメディアを通じて報道され、全国に知れ渡ったところでございます。

南紀熊野の地質は、プレートの沈み込みに伴って生みだされた異なる3つの地質体（付加体、前弧海盆堆積体、火成岩体）を見ることができるジオパークであり、それらがつくる独特の景観を楽しむことができます。

また、近くを流れる黒潮の影響を受け、温暖湿潤な気候のため、多種多様な植物が生息をしています。さらに滝、巨石、大木などを御神体とする自然信仰、そこから生まれた世界遺産、熊野古道や、急峻な溪谷ゆえに発達した筏下りなど、すぐれた文化がたくさんあります。大地にまつわる民話も多く伝えられています。わが白浜町にも、白浜累層の地層が多く分布しております。微力ではございますが、私も支援できることは何でも協力しようと考えております。

直近の話ではありますが、10月に長崎県島原市島原半島ジオパークを6名の議員で調査に行ってまいりました。雲仙普賢岳学習ジオパークガイドを見ますと、この場所は1990年、平成2年11月17日、雲仙普賢岳が198年ぶりに噴火を始めました。噴火はその後約5年間にわたって続き、44人の命を奪い、約1,400戸の家を壊しました。また、多

くの人が長い避難生活を送らなければなりません。このガイドブックは、雲仙普賢岳の噴火が起こした災害を次の世代に伝えるためにつくられました。

火山災害の恐ろしさを知らせていただけではありません。火山について、地球について、そして自然とともに生きる人間の暮らしについて学んでもらいたい。また、家族や友達の大切さ、地球の人たちとの助け合い、災害から町を守る仕事、さまざまなことを知ってもらいたい。皆さんがこの本をもとに島原半島ジオパークのすばらしい自然を体験して、さらに多くの人に伝えていってくれることを、心から願っています。と結んでいます。

この日も、普賢岳は防災を学ぶ場所として、国内外を問わず、多くの人がジオサイトや施設を訪れていました。また、我々の説明をしていただいた人は、南紀熊野を訪れたことがあり、大変詳しく説明をしていただきました。また、白浜町でのジオパーク推進に対して、町議会も熱心に取り組んでいるという姿勢を理解していただくことができ、感謝の心でいっぱいあります。

委員会において、より一層自信を持って南紀熊野をアピールしてもらえた今回の視察活動は、その原動力にもなったと確信しております。先輩、同僚議員ご協力、また町長を初め職員の皆様のご尽力に改めて敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、いよいよジオパークとしての活動がスタートしたわけではありますが、認定を果たしてこれからが大変だと思います。町としてもさまざまな認定を目指すための企画を実施してきたと思います。

しかし、ジオパークの取り組みに含まれた要素は大変幅広く、他の課にも関連性があり、ジオツアー、イベント、セミナーなどにとどまらず、観光はもちろん防災やふるさと教育、商品開発など汎用が期待できます。そういうことを考えますと、町として推進を強化するための体制づくりがぜひ必要かと考えます。

和歌山県は、ジオパークの取り組みについて、県を挙げてさらに取り組みを強化しますと申しております。

白浜町として、今後さらなる推進に向けてどのような推進体制で臨むのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議 長

長野君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

長野議員に置かれましては、第2回の定例会におきましても、平成25年度における南紀熊野ジオパーク構想の推進に向けた取り組みへの成果についてご質問をいただいたところでございます。

皆様ご存じのように、本年8月28日に、これまでの取り組みが実を結び、当南紀熊野地域が日本ジオパークに認定されたところでございます。

今後さらなる推進体制に向けて、白浜町としてどのような推進体制で臨むのかという点につきましても、当町の構成団体の1つである南紀熊野ジオパーク推進協議会を中心に、世界ジオパーク認定に向けての取り組みを展開していくとともに、白浜町といたしましては、関係団体と連携し、これらの活動を観光資源としても大いに活用し、新たな切り口として観光プラン、観光戦略を練っていきたいと考えております。

いずれにしても、この日本ジオパーク、そしてまた南紀熊野ジオパークのこれからの取り組みとしましては、私は新たな観光エリア、観光スポット、並びに教育活動の場というふうなことになる可能性が十分ありますので、地域振興にもつながる大変重要な位置づけをしております。これからも広く国内外にPRすることによりまして、この地域の発展とそしてまた町益に結びつけていきたいというふうに考えてございます。

和歌山県のこの紀南地域、とりわけ白浜町が世界遺産に登録されている大辺路もございませし、あるいは世界遺産の部分とそれから日本ジオパークの南紀熊野ジオパークが、いずれ世界ジオパークに認定されれば、こういった世界遺産と世界ジオパークを持っている箇所というのは、全国あるいは世界にもありませんので、ここが非常に大きなポイント、ウエイトを占めると思います。ですので、この南紀熊野ジオパークをこれからも大いに町として国内外にアピールをしていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

6 番 長野君（登壇）

○6 番

次に2点目のジオパークの周知と活用について質問いたします。

私が一番懸念しているのが、ジオパークの取り組みに町民の皆さんや関係機関に果たしてどれだけ受け入れられているのかであります。

例えば町の組織で言いますと、観光課は直接かかわっているので、当然認識は深いのですが、他の課の職員の皆さんがどれだけジオパークの取り組みに関心を持って前向きにご理解をいただいているのか、あるいはジオガイドの人たちや地質の専門家、また地域の一部の団体など、積極的にジオパークにかかわっている人と、多くの一般町民やかかわりの比較的浅い関係機関等のジオパークに対する認識には、まだまだばらつきや温度差があるのではないかと感じます。ジオパークの取り組みにおいて、活動拠点となる施設や、地質的な価値をわかりやすく示した看板の設置、ジオガイドの養成、ジオサイトの選定やジオツアーの実施といった、基本的な事業は比較的理解されやすい部分ではありますが、ジオパークの取り組み自体が形にはまったものではなく、各自治体や民間のオリジナルな取り組みを求められているがゆえに、果たしてどのような取り組みが有意義で効果的なものかという答えにたどり着きにくく、ジオパークそのものが地域住民に浸透しにくい要因とも考えられます。このことにつきましては、既に世界ジオパークとして認定されている先進地であっても、いまだに課題になっていると、関係者は口をそろえます。

また、ジオパークの定義についての説明には大変苦慮しているようであります。大地とその恵みに親しみ、楽しみ、学ぶことを目的とし、地域の発展のために活用していく取り組みということになるわけですが、このような言葉でもなじみのない人にはなかなか伝わりにくいのです。また、ジオパークで何がどう認定されたのか、正直なところよくわからないとの感想もたびたび耳にします。

強調すべき点は、地質における専門的、学術的な学習を行うだけのマニアックな取り組みではないということ。また、場所だけが認定されたわけではなく、地域の人々との活動が加わってこそ認められる取り組みであるということです。

評価を受ける対象は、地域の価値を活用し、多くの人に体感してもらうことにより、地域活性化につなげようとする人々との努力、取り組みそのものであり、先ほども申し上げまし

たように、ガイドの積極的な活動や推進協議会や関係者によって綿密な計画が立てられ、それを遂行するための努力がなければ、発展どころか南紀熊野ジオパークの誕生さえなかったと言っても過言ではありません。ちなみに、ジオパークにおいて、伝道師とも言えるジオガイド、そのモチベーションやレベルの向上を図りながら活動を維持するために、いわゆるプロ化を図るシステムを一日も早く確立する必要があると考えます。ジオパークとして軌道に乗るまでの段階におけるガイドの活動は、ボランティア要素が強いと見受けられました。

しかし、正式にスタートした今では、ガイドや講師としての仕事をした場合、それに見合った報酬や経費を受けられるよう、それと同時にガイドの活躍の機会をふやしてあげることも大事なことと考えます。ジオガイドの待遇が適正かつ張り合いが感じられるものでないと、疲れと負担だけが蓄積され、モチベーションが下がり、やがてジオガイドをふやすどころか失う結果となってしまえば、ジオパークが維持できなくなります。

そこで伺います。ジオパークを関係機関、町民の皆さんに広く周知するために、今後どのように強化していこうとお考えでしょうか。また、ジオガイドの育成についてもあわせて伺います。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

ジオパークの周知とジオガイドの育成についてのご質問をいただきました。

私も現在観光課、担当の課長でございますが、このジオパークという言葉、これは南紀熊野の構想が始まるまで知らなかったというふうなこともございまして、議員がご指摘されたように、ジオパークそのものが地域住民に浸透しにくいというふうなことは、これはやはり大きな課題であると思っております。そしてその解決のためには、やはり地域の盛り上がりというのが当然必要でございまして、その取り組みについては一過性のものでなく、継続したものでなければならないというふうに思っております。

そうした中で、南紀熊野ジオパーク推進協議会では、平成26年度の取り組みとしまして、日本ジオパーク認定対応のほか、情報提供の拠点となるジオステーションの整備やジオサイトの説明版の設置を進めておりますし、南紀熊野の大地の成り立ち、自然、文化、人の暮らしをわかりやすく紹介するDVDについても現在作成中でございます。

南紀熊野の魅力を伝える上で不可欠なジオパークガイドの養成につきましても、全8回の養成講座を実施し、29名のガイドが誕生しております。さらにジオサイトを初めとする地域資源の発掘や活用を目的に調査研究事業を実施し、民間の団体などから企画提案のあった10の事業が現在行われております。

また、持続的に継続できる体制の中でジオパークを運営していくためには、地域で活動する団体の存在は不可欠であり、協働しての取り組みが必要であると考えています。そういう面では、南紀熊野ジオパーク推進協議会の取り組みのほかにも、いろいろな団体により、多くの講演会や学習会、ウォークイベントなどが開催されており、地元のジオパークへの関心は大いに高まっていると感じております。

先週13日にも白浜町環境保全協議会の主催によりまして、南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局職員を講師に招いて、講演会が開催されました。こちらは私ども観光課の所管ではなく生活環境課の所管というふうなこともございまして、先ほど議員の中にありました、観

光課が直接というふうなこともご意見をいただいたんですけど、生活環境課所管の団体においてもこのような講演会を開催していただきまして、そういった面からもこういった分で機運が高まっているというふうに感じてございます。

なお、白浜町としましても、11月16日には当町も構成員となっているオール白浜ここできできない旅実行委員会によるウォークイベント「南紀白浜ラジオ&ウォーク with ジオ」を開催させていただき、182名の方々に、白良浜から瀬戸、臨界地域のジオサイトを、ラジオから流れる解説を聞きながらお楽しみいただきました。

また、南紀熊野ジオパーク推進協議会の中でも、白浜町、すさみ町、上富田町と、そのエリア内のガイド、地元商工関係者で構成される「南紀熊野ジオ興しチーム西エリアの会」、このような会をつくってございます。この会においても4日間にわたりジオツアーを開催し、白浜については2日間で27名参加のバスツアーを開催いたしました。

今後も引き続き、このように南紀熊野ジオパーク推進協議会を核として、関係団体が協力し、ジオパークの周知をジオガイドの育成に向けてのさまざまな取り組みを行い、ジオパーク活動で地域を盛り上げ、行政主導ではなく、地域の団体などとの連携により、協議会による持続的な活動を展開し、地域振興につなげていきたいと考えてございます。

もちろん白浜町といたしましても、さまざまな機会をとらえて、町民や町内各種団体への働きかけをしまりたいと考えておりますので、議員におかれましても積極的なお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

6番 長野君（登壇）

○6 番

それでは、最後、3番目に、世界認定を目指すことについて、1つ提言をさせていただきます。

国内認定を果たしたばかりで、これからが日本ジオパークとしての取り組みを充実させ、地域住民の皆さんの深いご理解とご協力をいただかなければならない現状において、その後の目標である「世界」という言葉がひとり歩きしている感が強く、認定を受けることだけが目標であるといった印象を与えているのではないかと、少し心配をしております。

ジオパークと対照的な取り組みとして、世界遺産登録が挙げられます。価値の高い文化、あるいは自然遺産の保護を主な目的とする世界遺産では、登録後顕著な普遍的価値を失うほどの大きな変化があった場合を除けば、登録を抹消されることはまずないと聞きますが、ジオパークの場合は、4年ごとに日本ジオパーク委員会の再認定審査を受けなければならない、認定後の取り組みが消極的、指摘箇所の改善が思わしくないと判定された場合は、認定を取り消されることもあるという非常に厳しいルールのもとに成り立っています。したがって、認定されたからといって手放しで安心できるものではなく、地域の価値を広めるジオガイドや協力者を1人でも多くふやし、ジオを活用しようという全体の盛り上がりがないと、再認定だけではなく、期待される地域の活性化も実現されません。

まずは、日本ジオパークとして最善の努力を重ね、万全な体制や仕組みを構築し、地域住民による実力、認識を備わってきたところに、南紀熊野もいよいよ世界へという機運が、町内、県内、国内で高まり、1年に2地域だけとされる日本ジオパーク委員会からの推薦を受け、ようやく世界認定達成が見えるのではないのでしょうか。

したがいまして、「南紀熊野ジオパーク」には世界認定を目指すための取り組みと内容を充実させ、地域住民に浸透させるための取り組み、その二本柱がぜひ必要であります。ジオパークは認定されてからの取り組みが非常に重要であり、1人でも多くの人たちの参画が今後の南紀熊野ジオパークの将来を左右すると思います。レベルアップや地域の活性化につなげようという認識を深めてもらうための活動の強化を、和歌山県を先頭に市町村長、推進協議会に参加している行政や関係機関に携わる全ての皆さんにお願いをいたします。

ジオパークは地域を必ず元気にする取り組みであると確信している1人として、皆さんの深いご理解とご協力を重ねて心からお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長

以上をもって長野君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 13時40分 再開 13時50分)

○議長

再開します。

1番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の質問は一問一答形式です。

1番 溝口君、防災対策についての質問を許可します。

1番 溝口君（登壇）

○1番

1番溝口であります。それではただいま議長の許可をちょうだいいたしまして、通告に従いましてこの12月議会の質問に入らせていただきたいと思います。今回は、日ごろでしたら何点かあるんですけども、今回は1項目についてのみであります。既にもう担当課のほうには配付しておりますが、防災対策についての質問であります。今回そうしたことから、1項目の質問でございますので、毎回90分ほどそちらの当局の皆さんから言いましたら、もうはよ終わってくれんかなというような形でありますけれども、今回は本当に早く済むのではないかと、そのように思っておりますので、ですから当局におかれましては、質問の答弁は明快に、そういう形で早く終わらせていただければと、そのように思っております。

また1点、今回は特に12月議会を迎えまして、個人的なことではございますけれども、本当に少し感じるどころがございます。こちらの同僚議員の皆さん、そしてまた当局の皆さん方におかれましては、勘づいていらっしゃる方、知っていらっしゃる方もございますけれども、今から2カ月前でありますけれども、10月14日に私の個人的なことでありますけれども病気になるしまして、本来でしたら場合によりましては、この12月の一般質問の演台に、ひょっとしたら立つことはできなかつたかと、そのような病気を引き起こしたわけでありますけれども、改めまして、やはり体の健康は大事なかと。ですからどんなに注意をいたしても、私の場合でございましたらなつたわけでありますけれども、本当に同僚議員の皆さん方にもいろいろと心配をおかけしまして、そしてまた副議長としまして迷惑をおかけしました。そしてまた当局の皆さん方におかれましては、ご心配をおかけして大変申し訳なかつた。しかし無事、悪運があるのか運がよかつたのかはわかりませんが、無事復帰することができまして、この12月議会のこの一般質問の演台にも最後に立たせていただくことができるように

なりまして、自分でも少し思うところがございます。人生観も変わったのかなど、そのような気もしておりますけども、何にしても本当に皆様方におかれましては、健康には本当に留意をして、当然留意をしていらっしゃるかとは思いますが、本当に人間はいつ何どき、どうなるかは本当にわからぬものやなど、自分自身で身をもって体験した次第であります。ですからせつかくもう一度復帰をさせていただいたのでありますから、今後残された議員の任期もこれからまだ3年半と、まだやっとスタートしたばかりでありますけども、精いっぱい頑張っていきたいと、そのように思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは早速、本来の一般質問の防災対策についてに入らせていただきたいと思います。

防災対策と一口に言いますが、本当にさまざまな防災対策がございます。町単独事業でできる防災対策もあれば、これは町だけでは当然無理と、ですから県営事業のそういった形の防災対策、そしてまた大規模になりましたら、国も巻き込んでのそういった防災対策もございます。ですから特にこの白浜町は、山間部もあれば海岸部分もある、さまざまそういった形で防災対策に取り組まなければならないということになりましたら、いろいろな種類の対策があるということは、当然やはり、今般厳しくなっておりますけど、町の財政にもやはり限りはありますけど、防災対策についてもどうしても取り組んでやっていかなければならない。しかし、防災対策といたしましても、どこまですればもういいのだという形にも、出口がどうか、ここまでやって絶対大丈夫だという形がないわけでありまして。

ですからそういうような判断基準をもって、それでまた優先順位、そこら辺もどれを優先的に防災対策で取り組んでいくかと、これは町の執行部におかれましては、それでまた担当課におかれましては、本当に頭の痛いことであろうかと、そのように思うわけでありまして。

それで今回私はこの防災対策についても、さまざまございますけども、特に、今これから言いますが、難視聴地域のそういった対策についてと、それでもう1点は、河川の氾濫といいますが河川の整備について、そういった形の防災対策について、白浜町としての今後の取り組みについて聞いていきたいと思っております。

最初に、今言いましたように難視聴地域の防災対策についてでございますけども、このことにつきましては、もう多くの同僚議員の皆様方も質問をされた議員もいらっしゃいましたけども、私もまた今回の3月の議員選挙の際にさまざまな地域に出向いて聞きましたが、その中で特に防災無線の施設についての質問といたしますが、どうしてもしていただかんと困ると。それはよくお聞きしますのは、防災無線そのものは近くであるんですけども、ちょっと角度が悪いから聞き取りにくいとか、そういうような質問とかちょっとここを改善していただけないかという話もあるんですけども、今回お伺いしたところでは、かなり人口も密集してございます。しかしそこには、本来の防災無線の塔そのものがないと。これをやっばりつけてもらわんと、いざというとき行政からのいろいろな指示とか情報とかが全く入らない状態であると。そこは確かに民家が数十軒、100軒以上は多分あるかと思うんですけども、そういった地域の防災無線がないと、防災放送の設備そのものがないと。そこで担当課にも1度お聞きしたんですけど、かなりのお金も要るし、白浜町にも無数のそういった難視聴地域があるので、こういった形で優先順位をつけたらいいのか、それでまた財源の措置も難しいのでということを知ったわけでありまして、もうぼちぼちどういような形で、どういような形で進捗しているのかといういような形でありますので、この防災対

策について聞いてみたいと思う形になったわけであります。

ですから、いざ災害が起こったときに、行政からのそういった情報とか、また住民に対して行政の指示が、全くその地域の方、設備のない地域につきましてはわからないわけであります。それをいつまで、放っておくといいましたら少し言葉に語弊がございますけども、その点行政として、どのような形で今後そこら辺について取り組んでいって、そしてまた解消するつもりであるのかを、まず聞きたいと思います。

まず白浜町では現在、私が今申し上げましたように、何カ所ぐらいのそういった難視聴地域があるのか、最初に聞いていきたいと思います。どうでありますか。

○議 長

溝口君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

溝口議員より防災行政無線放送の難聴対策についてのご質問をいただきました。

防災行政無線放送につきましては、町民の皆様から、放送内容が聞き取りにくい等の話も伺っており、そのような場合、随時対応し、できる限りの改善に努めているところでございますが、議員ご指摘のとおり抜本的な対策を必要とする大きな行政課題であることにつきましては、十分に認識をしているところでございます。

今後も、引き続き、住民へのより確実な情報伝達の実現に向け、防災行政無線放送の難聴対策や各種情報伝達手段の普及について取り組みを進めてまいります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

白浜町内に防災行政無線放送の難聴地域が何カ所あるかのご質問でございますが、平成24年度に住民の方々からの防災行政無線放送の難聴に関する改善要望を踏まえ実施しました防災行政無線屋外受信局放送音達調査事業の際のデータを申し上げますと、23カ所について調査を行っているところでございます。ただし、これは改善要望のあった箇所の数でありますので、要望箇所以外にも難聴地域は存在していると考えております。

なお、この事業におきましては、住民の方々から改善要望のあった箇所のほか、不特定多数の者が使用する公共的な施設・場所及び比較的標高の低い場所に立地する幼稚園、保育所、小学校、中学校、20カ所について実地調査に基づく音達状況調査を行いました。また全ての防災行政無線屋外受信局について、スピーカーの方向及び設備の仕様に基づく音達能力を記した図面の作成も行ってございます。

以上です。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今、総務課長のほうから平成24年度のそういった調査結果を聞きまして、白浜町に23カ所そうした難視聴地域があると。このことについては、23カ所については防災無線その

ものが設置をされておりますけども、少しスピーカーの角度であったりとか、そんな形の具合で、聞き取りにくい箇所のことを指しているのか、それとも私が今言いましたように、そういった地域の難視聴も角度とか聞き取りにくいようなこともありますけど、全く今の防災無線の施設そのものがない地域の数をおっしゃっているのか、その点もう一度ちょっと教えてもらえませんか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

スピーカーの方向を調整して改善する場所、そういうことで改善できなかった場所も含んでいると考えております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

そしたらそういった防災対策室のほうで把握しているのは、全くそれではこういった防災放送、防災無線の施設がない、そうした難視聴地域の数は、町だったら何カ所ぐらいあるのか、そこら辺の数字のところはつかんでらっしゃるんですか。どうなんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、すぐに調べて報告させていただきます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

もうちょっとしたらまた数字が入るとは思いますので、また。

私も事前に聞いたときには、数カ所ではきかなかったと思うのでありますけども、今そういった場所については全く行政からの、こうしてください、そういった行政からの指示というか情報が全く入らないわけですね。ですからその辺の無線そのものとか、その設備そのものがないような地域におかれましては、そこら辺を物すごく、いざというときどうしたらいいのかと。

そこら辺の行政からの情報が全く入らない地域について、いろいろな地域のそうした施設のないところでも、人工的な密集とか、密度が少しのところから、今私が言いましたように、多分私の知っている相談を受けたところでしたら100軒の戸数は優に超しているような地域でも、そういった施設そのものがないと。ですからあとは行政としてどのように優先順位をつけて、今後解消に向けてやっていくのかと、そう思っているわけでありますけども。

参考に、今白浜町が現在採用していますこの防災無線の施設、これは1基とか1つとかですけども、一体どれぐらいの費用がかかるものであるのか、その点をまず基本的なことについて教えていただければと思うんですけども。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

現在の白浜町の防災行政無線屋外受信局を設置する場合、平成24年度の実績から申し上げますと、1基当たり約280万円の費用を要すると考えられます。

○議長

1番 溝口君（登壇）

○1番

そうしますと1基280万円と。それがもし例えばこの場合ですと、10カ所ありましたら単純に2,800万円、20カ所でしたら5,600万円ですか。1基これぐらいのお金でありましたら、今言いましたように一遍にはいかないかと思うんですけども、そこらで優先順位のつけ方ですね。そこら辺を今後やっていっていただいて、やはり住民といいますか、防災放送の無線の設備そのものがないわけですから、そういったところからの解消をしていただきたいと思うんでありますけども。

ちょっと聞き及んでおりましたら、近いうちに、白浜町だけではなくて日本全国だとは思いますが、全地域のデジタル化、私はこうした放送についてはそんなに詳しくはないんですけども、デジタル化に変えなければならないと、そういうふう聞いておるわけですが、ですから今私が提言しましたように、全く施設がないところにこの防災無線の設備を1基つくるようになりましたら280万円、しかし、近いうちにそうしたデジタル化に変更しなければならない。当然デジタル化の際に、こうしたない地域についても解消していく一つのチャンスかと思うんですけども、このデジタル化についてはいつぐらいからとか、またこれはかなりの費用が要ってくるかとは思いますが、その点について教えてもらえませんか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

防災行政無線のデジタル化についてのご質問をいただきました。電波法の改正によりまして、平成19年12月1日以降、アナログ防災行政無線設備の新設や交換、増設ができなくなります。更新の際には、デジタル無線方式に変更しなければならなくなっております。また、合併した市町村につきましては、国から1市町村1周波数の方針が示されており、できる限り早い段階でシステム統合及び周波数統合を行う必要がございます。

また、技術基準の改正によりまして、平成34年12月1日以降、現行の白浜町の規格の無線機器は使用することができなくなりますので、それまでにアナログ放送からデジタル放送に切りかえなければなりません。この対応ができないと、現在使用している屋外受信局や個別受信機は全て使用できなくなるということになります。

○議長

1番 溝口君（登壇）

○1番

今の総務課長の話では、どんなに遅くとも平成34年まで、この白浜町全域のそういった防災無線といいますか、そうした施設についても変えなければ、今ある施設そのものが使えなくなるとお聞きしました。34年といいましたら、今は平成26年、あと7年、8年です

か、白浜町内全域ではかなりの数があるかと思うんですけども、この事業費は大体どれぐらいであるかというふうな試算的なものは、少しわかっているだけで結構ですのでちょっと教えてもらえませんか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

防災行政無線の全デジタル化にかかる事業についてのご質問をいただきました。

まず事業の期間について説明させていただきますと、最低4カ年を見込んでおります。予算の関係もありますが、例えば平成27年度に基本設計を実施した場合、28年度には実施設計、それから続いて29年度及び30年度に工事をするということになると考えております。4カ年を見込んでおります。

事業費につきましては、難視聴対策の改善案も含めた概算になりますが、設計、施工監理に関するもので約4,200万円、それから親局、中継局、屋外受信局、個別受信機などの設備と施工に関するもので、計約16億4,500万円、合計で最大で約17億円の費用を見込んでおります。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

4カ年でやると。それでざっと17億円と、これは当然国からの補助金的なものは半分ぐらいあるんですか。どうですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

補助金で補助率2分の1ということでございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

補助金が2分の1としましても、白浜町ざっと8億円から9億円ぐらい、これを4カ年ぐらいで計画となりましたら、年間ざっと2億円から2億数千万円ぐらい要ってくるかと思うんですけども、この財政難のときに、しかし平成34年度までにやらなければならないと。これは町の執行部におかれましては大変頭の痛いことでありますけども、これはやっぱりしなければならない。避けて通れないと。ですから優先順位のいろいろな事業がございますけども、優先で言いましたらもう最重要課題というかこれをやらなければならないそうです。

それで今、総務課長が言われましたように、ざっと17億円ほどの中に、私が先ほどから言っていましたように、そういった難視聴の施設いろいろあるけども、スピーカーの角度のぐあいとか、いろいろそういった形、補修するような地域、それでまた私が先ほどから言っていましたように、防災無線そのものがない地域も含めての総事業費であるのかどうか、その点はどうなんですか。

それと今多分調べられてきていると思うんですけども、こういった施設そのものがない難視聴地域の箇所も、今、もしわかるようでありましたら教えてもらえませんか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

防災行政無線のデジタル化にかかる事業につきましては、先ほども申しあげましたように国の補助金が見込めることから、この機会に、これまで課題となっていました箇所はもちろんのこと、いま一度町内全域にわたり改善すべき箇所を洗い出して、抜本的な対策を講じたいと考えております。

それと先ほどご質問をいただきました、改善要望のあった23カ所のうち、放送設備がないという所は3カ所でございます。

以上です。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

平成何年度からするかまでは聞いていませんけど、ですから全て4カ年かかると。ですからもし来年からするとしても31年ですから、ですからここ一、二年後にしましても、かなり綿密なそうした計画をもってしていかなければ大変な事業であると。一たんそれで始まりましたら、いろいろな変更とかそうそう軽々にできないかと思いますので、ですからこのやるときに、難視聴地域のそういった対策を十分に、後で、弱ったな。ここももうちょっとしといたらよかったなとそういうような形にならないように、せっかくやったわ、またちょっとここもまだあったほうがよかったとか、こうだと、そういうようにならないように、そこら辺については十分に事前の調査等をやっていたら、この事業に取り組んでいただきたいと思うんです。

ですからこれについてはあともう1点だけお聞きしたいと思えます。平成34年度が最終年度で事業が終わらなければならないと、そういうようにお聞きしましたけども、一応今のところ白浜町としては何年度ぐらいからかかるつもりがあるのか。その点、まだそこまで中身の内容は煮詰まってないかとは思いますが、どのぐらいの予定を考えてらっしゃるのか、その点最後に聞きたいと思うんですけども、どうですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

基本設計につきまして、できるだけ早い年度に着手したいとは考えておるんですけども、ほかに大型事業の割り振りもございますので、この場ではこれから当初予算の編成がございまして、できるだけ早い時期に基本設計を実施したいということで、ご答弁させていただきます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今お聞きしましたら、最後のこの事業の最終年度は平成34年度までに完結をしなければならないと、これはご説明いただいてわかったわけでもありますけども、それについて、まだ町当局のほうについては、いま少し具体的なスケジュールについては、まだこれから煮詰め

ていかなければならない点があるというような形であります。どっちにしましても、最終の年度は34年であると。ですからそのことを踏まえて、そしてまた総事業費が全体で17億円ほどかかってくると。それで国の補助金は半分ありますけども、ざっと9億円ほどは白浜町の単独の予算が要ってくると。そういった中での事業でありますから、これは防災対策としましても大変な作業になってくるのかなと、そう思うわけでありまして、言いましたように、大変な思いをしてやったわ、後で弱ったなど、ここをもう少しやっておけばよかったと、そうならないように、議会のほうにもその都度報告があろうかとは思いますが、その点を十分そういうふうにならないように、せつかくやる事業でありますから、そこら辺の配慮を十分考えて対策をしていただきたいと、そのように思います。

それでは、引き続きまして、もう1つの防災対策の今回の質問でありますけども、特に河川の整備計画についての防災対策についての質問に入りたいと思います。

白浜町に大きな河川は富田川、そしてまた日置川がございますけども、きょうの一般質問におきましては、私の地元といいますか、この富田川の河川の整備、ひいてはこれの防災対策というような形で、早期に実現をしなければ本当に大変な重要な対策であると思っております。本当に皆様方もご存じのように、平成23年の台風12号の豪雨によりまして、富田川が大きく氾濫をしたわけでありまして。いろいろな各支流の河川において富田川の水位がかなり上昇しました。上昇した結果、支流から富田川に排水ができなくて、それが原因で多くの地域において床下浸水、それでまた床上浸水と、本当に多くの家屋が被害を受けたわけでありまして。これは私が議員になったときから、この富田川沿線の住民の方々から、特に高齢の方々から心配事がありました。

私も富田川で、小さいころから、小中学校の間は、夏の間はこの川で泳ぎ育ってきた人間として、今の河川の形態からしたら考えられないような変わり方があります。ですからざっと40年ほどがたつわけですが、この40年間の間に私が子どものころ親しんでいた河川の状態とは一変をしております。ですから長い年月がたてばこのようになるのかと、今は本当に改めて思うわけでありまして、3年前の12号の台風の豪雨で、富田川の危険水域を超えて避難勧告が出されたらと、このような経験は私も3年前が初めてであります。この前の避難勧告で多くの皆さんが避難をしましたが、こういったことは多分初めてだと思います。

こういったことになった原因は何かと。一言に台風12号の豪雨も三日三晩ほとんど降ったからと、一言で大雨が原因というふうでありますけども、先ほど申しましたように、全く川の形態が変わってきているわけでありまして。その原因は何かというと、言いましたようにざっと最低30年間から40年間ほどで、やはり白浜町の富田川に位置するのは、我々白浜町は下流であります。中流は上富田町、一番の上流は田辺市であります。我々白浜町のこの下流域、この場所にやはり30年、40年のいろいろその都度の大雨、それでまた川の氾濫によりまして、多くの土砂の堆積と、それとか木の茂みと言えばいいですけども、あるところの地域の場所なんかは幾つもありますけれども、大きな森と。茂みどころか森になっている。ですから、一たび大雨が降れば、当然水位は上がると。水位が上がれば富田川に流れ込みをしています各地域の支流が、当然富田川には排出することができなくて、排出することができないどころか反対に逆流をして、その付近が水位が上がって、それでこういった家屋の被害につながると。ですからこれはもう何十年にわたって、抜本的な改修をしてこなかっ

た、言いましたら行政の、これの管理者は県河川でありますけども、そういった行政の問題が一因しているのではないのかと、そういうように思うわけであります。

しかし現実的に3年前に、こういった災害が発生をしたわけであります。ですから、今度、一たび起こりましたら、私はこれは人災であると、そのようにそういうような位置づけをもって、何とかこの富田川の抜本的な対策、こういうような河川の対策をやらなければならないと、そういった思いです。そしてまたこの富田川には富田区長会、こういった各区からも毎年、白浜町の町に対してのいろいろな要望等がありますように、同じように県の振興局に対しての要望の中にも、必ず早期の富田川の河川の整備をしてほしいと、そういうような要求をしているわけです。やはり私も勉強して、振興局にお伺いをしたときには、やはり振興局においても、この富田川につきましては、振興局そのものの年間の予算というのは、田辺西牟婁の1億2,000万円から1億4,000万円であると。それは田辺管轄含めて全ての、田辺西牟婁の県河川のです。ですから富田川につきましては、こういった大規模になりましたら数十億のそういった事業費が要ってくるであろうと。素人判断でありますけども、多分40億円から50億円のそういった抜本的な対策をすれば、事業費が要るであろうと。

それでまた大きな富田川につきましては、一番頭の痛いといえますか、やはり天然のオオウナギの指定をされております。ですから河川をさわる際には、必ず文化庁とのそういった協議も必要になってくると。そういうような形から、私も富田川治水の広域圏の組合議員でありますけども、年に1回振興局の皆さんがお見えになったときに、必ずこの富田川の河川の整備のことを言うのですが、振興局の答弁というのは、大きな事業費も要ってくるし、そしてまた富田川においてはオオウナギの指定もあるし、なかなか文化庁との話もいろいろ複雑でどうこうと、そういうような形を必ず言うのであります。先ほど言いましたように、いざこうした災害が起こったわけありますから、これはやはりどうしてもしていかなければならない。

そんな形で、私も議員活動の一環として県当局の本庁にも行ってまいりました。先ほど言いましたようにその関係のところで話をしまして、今度、一たび起こればこれは人災になりますよと。これはやはり県としても本庁としても、やはりこの地域のそうした災害を受けたところは県下はあの台風ではいろいろありましたけども、富田川のところにも目を向けていただきたいと、そのように訴えましたところ、それやったら正式に進めていきますと。そういうような形で今やっとスタートラインから少しずつ準備をいただいているというような回答をいただきました。

そういうことで、今後どういう手順でこの富田川の整備を進めていくのかという形について、所管でありましたら建設課になると思うんですけども、あくまで県河川でありますので、これは県営事業であります。しかし地元の白浜町、それでまた中流では上富田町、それでまた一番上流は田辺市であります。この1市2町の、この3つの自治体でどういうような形で今後取り組んでいくのか、そこら辺のあれについて聞いてみたいと。本庁のほうでは必ず取り組みますと、そういうような答えをいただいておりますので、当然建設課におかれましても、担当部局におかれましても、少しは県の情報が入っているのではないかと、そういうような思いで一般質問をしたわけであります。

少し聞いていましたら、この河川整備基本法というのがあるそうであります。それが終わった後に、今度は整備基本法と、2つの段階の手順を踏まなければならないということは聞

いているんですけども、もう少し具体的な形を教えてください。

それでまた今言いましたように、進捗状況はどうなっているのかと。県の本局では、はっきりとこの事業について取り組むというお答えをいただいていますので、それでは今現在どのような形になっているのかと、基本的な形を教えてくださいと思います。どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

まず富田川の河川整備基本方針というのがございまして、その基本方針につきましては、現在策定されておりまして、平成27年3月、すなわち来年の3月をめどに河川審議会に諮りたいという意向であります。その河川審議会承認されれば、この富田川河川整備基本方針というのが決定となります。それにつきましては、これからもう少し時間がかかると思いますので、決定されるまで我々も待ちたいというふうに考えてございます。

それからもう1件は、3市町の田辺市、上富田町、この白浜町の単独の組織と申しますか、それとも具体的に3市町で一体となって組織をしていくのかということもございまして、その整備基本方針の策定というのが、かなり重要な施策になってくると思います。その整備基本方針の策定につきましては、県の河川課、そして学識経験者等が協議をして、方針案が出されます。河川審議会にその後諮られますので、この時点、今の時点で町の意見の聞き取りはありませんけれども、町が平成26年、ことしの3月に作成しました富田川日置川流域の浸水被害対策調査結果の提出及び地元の要望等を考慮して検討されるというふうに聞いております。その後、河川整備計画を立てるについては、地域の意見を反映した整備計画の中で、地元区の意見や内水面漁協、利水関係者、白浜町、県との協議の場が持たれるというふうに聞いてございます。協議を行うに当たりましては、3市町の連携についてのことにつきましては、県の考えとしましては、やはり上流、すなわち田辺市、中流が上富田町、下流が白浜町と、区域分けして協議をしていきたいというふうに聞いております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

ということになりましたら、白浜町当局におかれましては、私が申し上げましたように、本局のほうに聞きまして陳情等を行って、これは進めていかなければと言っていたかと思う。その中で本庁のほうとしてこのことについて取り組むという形で、今町長から答弁をいただいたような、そうしたスケジュールを考えているということでもありますので、正式な一歩を今正に踏み出しているのかと、そのような判断でよろしいのをごさいますか。どうですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

そのとおりでございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

それで今町長からもありましたように、これは3つの自治体があるわけでありまして。私の考えも同じでありますけども、やはり上流の田辺市の河川の状態と、一番の下流である白浜町の河川の状態は、これは全く違うわけでありまして。やはり上流は一たびありましたら流れてくるだけです。それが中流も、中流の上富田町さんは白浜町の半分程度だと思っておりますけども、やはり一番最後の下流の白浜町が、長年何十年にわたって、言いましたようにかなりの土砂の堆積、そしてまた樹木等の、もう一つの森みたいになっているような所が何カ所もあります。ですから、一たびなれば、白浜町に一番被害が発生するのは、これは明白なことでありますから、3つの自治体が1つの組織化を進めるのには私もちよつと無理があるかと思っておりますので、これはやはり県の考えのとおり、各市、各町にそれぞれこういった審議会を設立して、進めていくのがやはりいいのではなからうかと、そのように思います。それぞれのところでは事情が違うわけでありましてから。

それで、今言いましたように、私もちよつと聞いているんですけど、いろいろなこの河川基本方針、それが終わりましたらいざ本番の整備計画、このときになりましたら、各地元の聞き取りとかそういうような形があるということでもありますけども、大体見通しとして、基本方針にどれぐらい、それでまた整備計画ですか、それに大体どれぐらいの年数で、言いましたら今のところ目標となってくるのかということあたりは、そこら辺は県当局から何か聞いておりますか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

まず予定としまして、先ほど町長が申し上げたように平成27年3月に富田川整備方針が決定される予定であります。引き続き富田川河川整備計画へと進めていきたいと聞いているところでございます。この河川整備計画は、ほかの市町村を参考にした場合、整備基本方針が策定されてから、整備計画まで約3年程度かかっていることから、富田川につきましては、平成30年3月ごろに河川整備計画が決定されるのではないかと聞いております。その後、河川改修工事へと進んでいくと聞いております。

以上です。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

順調にいきましたら平成30年からいけるのではないかと。今26年でありますから、歯がゆい気持ちではありますけど、しかしいろいろな審議会、それでまた文化庁との話もあるのでしょう。ですから、まだ4年はかかるということですけども、これがもしうまくいった場合の、仮定の質問で申し訳ないんですけども、当然上流、中流、下流とあるわけですけども、この事業がもしスタートする場合に、これは今言いましたように上流、中流、下流と、私の素人判断で申し訳ないんですけども、普通に河川改修は基本、これはやはり当たり前であると思っておりますけど、下流のほうからしていくのが私は普通ではないかと思うのでありますけれども、そこら辺の、これからがまだ協議のスタート、今まさにスタートしかけの段階でありますけども、一般常識的にそういった形はどういうふうな形の判断をすればよろしい

んですか。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今の溝口議員が述べられたように、河川改修工事というのは下流から実施されるのが基本であると、私も認識しているところでございます。

○議 長
1番 溝口君（登壇）

○1 番

河川であると下流であると。そうなりましたら、うまくいけば平成30年、それぐらいが富田川の河口から工事が進んでいくのかなと。一日でも早くと思うわけでありますけども、当然こういった大規模の河川になりましたら、通年の工事はできないかと思うわけです。当然道路の工事ではありませんので、ですから4月にまいりましたら、梅雨時期になりましたら川の増量、そういった形になってきますので、やはりどうしても秋からの、10月に入ってから、そしてまた年明け3月いっぱい、ですから5カ月から半年ぐらいという私の計算でありますけど、ざっと白浜町だけでも四、五年ぐらいのそういった期間はかかるのではないかと思うわけであります。

次に行きますけども、そのことから言いましても、富田川のそういった地区の流域から、町だったら河川改修を進めても、何も問題もなく、今言いましたように、県当局に対しても、専門の担当課としてはそこら辺のことを主張していただいて、早急な富田川の、富田地域からのそういった整備計画を一日でも早くしていただいて、本当に住民が安心なそういうような形を取り戻していただきたいと思えます。今、町長を初め、そしてまた建設課長にも言っていた、このことを地域住民の方が少しでも聞けば、まだ工事はうまくいっても4年先でありますけども、やはり整備をずっと抜本的な整備をしてもらえると。ですから地域住民において少しは安心できるのではないかなと、そのような形で思うわけであります。

今後はこの整備計画をやっていただいて、引き続き県当局に話をしていってもらいたいと思うんです。

しかし、今聞きましたら、最低でも4年はかかるわけであります。この4年の間にきょうもほとんど気象のニュースで持ち切りでありますけども、昭和元年かそれぐらいから始まって69年か70年ぶりと、爆弾低気圧と、そういった異常気象等が本当に発現をしております。ですからこの地域においても、また今後のそういった台風のシーズンになったときに、またあのような豪雨がもし起こったら、富田川の整備は、今お聞きしましたらまだ平成30年かなと。この4年の間にそういった大雨が降ったときに、これは県ばかりに頼っているわけにもまいりません。ですから今言いました支流のそういった問題もございまして、そこら辺の応急的な対策については、白浜町としてはどういうようなお考えを持っているのかと聞きたいと思うんですけれども、そういった対策についてはございましてか。

○議 長
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

現在地域の排水対策としまして、高速道路工事関係業者に排水ポンプ設置の協力をしてい

ただき、家屋の床上床下浸水をできるだけ防げるよう、対応しております。来年度には、高速道路関係者も不在となることも考えられますので、今後どのように浸水対策をしていくのかなど、庁内会議で検討しております。案としましては、県のポンプ車の活用や町がポンプ等の資機材を購入し、地元の建設業者に業務委託するか等、検討中でございます。また資機材購入に当たりましては、現在国の交付金等を受けられるよう調整中でありますので、方向性が決まりましたら、議員の皆様にもまたご報告させていただきたいと考えております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

そういった対策を講じていただいて、一たび3年前のあいつた大雨になったときにどれだけ効果が出るか、住民の皆さんも心配するところかとは思いますが、やはり何もしないよりもそういった対策を講じていただかないと、あのとき行政は何をしておったのやと。また議員もそれぞれどういうふうな対策をしてくれとったのかと。そういうような形で行政、それでまた議員の我々も住民の皆さんから大変なお叱りを、お叱りで済めばいいんですけども、そういった中で住民の生命、財産を少しでも守るのが使命でありますので、そこらの対策を十分していただけますよう、考えてもらえたらと思うわけであります。

またそういった事業が始まるまで、また終わるまで、これは神頼みになりますけども、そういった大雨が降らないことを、そういうような形を願うばかりであります。

ですから今後、先ほどから言いましたように、1年でも少しでも早まるように、そういうような形で今後県当局とのそういった交渉を、当然富田川流域の住民として、私もそういった審議会にも多分入らせていただくことが、そういうようなケースも出てくるかと思えますけども、今後より私自身もまた議員活動の一環として、また県当局において早急に進めてもらえるように。これは人災でありますと私は本庁まで行って話をしてきました。そしてまた後日、取り組みますと返事をいただいている。今、ずっと具体的な内容につきまして、町長、そして建設課長から答弁をいただいたように進んでいるようでありますので、早期の着工ができるよう、そしてまた上流、中流のほかの行政機関ともうまく話ができるように今後進めていきたいと思っておりますので、町当局におきましても、これから大変かとは思いますが、その点フォローのほうを後からよろしくお願い申し上げたいと思っております。

今回、本来でありましたら防災対策はいろいろな項目も質問したかったわけですが、今回はこの1点、防災無線とこの富田川の整備計画と、この2点だけにしましたけども、いろいろ防災対策については、ここまですればもういいのだという形はないかと思えます。その分いろいろな町の財源的な問題もあろうかと思えますけども、これはやはり町民の安心・安全、それでまた住民の生命・財産を守る、そういった大事な行政の永遠の課題と言ってもいいかと思えますけども、その都度できる限りのそういった対策を講じていってほしいと、そのように思うわけであります。

当然我々議会を構成する議員においても、いろいろな各地域の住民の皆さん方のそういったご要望を、こういった場で町行政に理解をしていただいて、我々議員も多くの住民の皆さんの生命・財産を守るべく、そういった活動をしてまいりたいと思っておりますので、引き続き今後ともよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終了したいと思います。

○議 長

以上をもって溝口君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14 時 44 分 再開 14 時 50 分)

○議 長

再開します。

14番 丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。

まず1番目、正職と臨時職の格差ある労働条件についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

議長の許可をいただきましたので、14番丸本、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、正職員と臨時職員の格差ある労働条件について伺います。

さきの9月議会においても、産休育休について取り上げ、前向きの答弁をいただいております。今回はまず年休についての質問から入りたいと思います。

労働基準法第39条に、年次有給休暇についての条文があります。そこには、使用者はその雇入れの日から起算して6カ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、または分割した10労働日の有給休暇を与えなければならないとのことですが、当白浜町において、正職員と臨時職員との間に、年次有給休暇の付与の日数に大きな格差があると聞いております。正職員については、4月1日に職員として入った場合、その年度内に20日の年休が付与されていると聞いておりますが、事実でございますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員から正職員は4月1日に採用された場合、年度に20日間の年休が付与されていると聞かざるというご質問でございます。

町の中でも臨時職員あるいは非常勤職員の制度の見直しにつきまして、これまでもずっと検討してまいりました。この見直しにつきましては、平成26年7月4日付で、総務省の自治行政局公務員部長の通知によりまして、臨時・非常勤職員のうち、労働基準法上の労働者に該当する者に係る勤務条件の設定に当たっては、最低労働基準である労働基準法の規定を踏まえて定めるべきであるとの技術的助言がありまして、9月議会でも丸本議員からご指摘、ご指導をいただいておりますので、現在、労基法や他の上位法令に定めのあるものについては、来年度の27年7月1日施行に向けて制度化するよう進めているところでございます。

また、勤務条件など、各課のヒアリングを通じて、法に定めがない制度であっても国の人事院の取り扱いや、町の正職員の制度、また周辺市町の臨時・非常勤職員との制度との均衡を図りながら、引き続き制度化を検討することとしております。

加えて、今後の採用形態の抜本的な見直しについても検討を進めているところでありますが、これまでの経緯がございますので、各課の業務の実情や、地方での人材の確保のあり方などを鑑みて、運用が可能であるかなども含めて検討していきたいと考えてございますので、見直しにはかなりの時間がかかるものと考えてございます。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

正職員についての年休について質問をいただきました。正規職員と臨時職員との年次有給休暇の付与日数の違いでございますが、違いがございます。4月1日に新たに職員採用された場合の年次有給休暇の付与日数は15日であり、年次有給休暇は1月1日基準で考えることとなっておりますので、年間で考えますと20日となります。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

臨時職員の年休について、職員として入っても10日の年休が付与されていると聞いておりますが、その年休が何年経過されても、何年ここで働いても加算されないというように聞いておりますけど、これは間違いございませんか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

臨時職員の年休は今年度から改正してございまして、勤務年数に応じてふえることとなります。前年度までは6カ月に5日の付与となっております。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

労基法39条の2項では、使用者は1年6カ月以上継続した労働者に対して、雇入れの日から起算して6カ月を超えて継続勤務する日から起算した継続勤務年数1年ごとに、前項の日数に次の表の上欄に掲げる6カ月経過日から起算した継続起算年数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならないと、このように書かれておりますけども、継続勤務年数が半年以上の職員については10日の有給休暇、1年半の職員については11日の休暇、同じく2年半については12日の休暇、3年半については14日、4年半では16日、5年半では18日、6年半では20日の年次有給休暇を付与しなければならないとなっております。しかしなぜ、この白浜町の臨時職員の10日から加算されていないのか。年休が10年たっても10日のままと。ことしから改正されたと言いますが、年休が加算されてない。ことしから起算日はこの4月1日でしょう。ことしから改正されたというのは。加算されないその根拠法というのはあると思うんですけども、その法律はどこにあるんですか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

これまで町の臨時職員の雇用は6カ月として、再度更新した場合は1年の雇用となりますが、次の雇用は新たに雇用したものであるという考えから、加算は行っていなかったところでございます。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今まで、この3月31日まで、加算されてないのは、要綱上加算されてないんですね。5日、5日とか合わせて10日になっておりますけども、それに根拠の法律と言うのがああると思うんですよ。法律上、39条でこれは加算しなければならないとなっておるんですよ。加算してないんでしょう。今の答弁で加算してないと。その法律の根拠はどこにあるんですかと、私はお聞きしているんです。根拠法はないのと違うのですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

先ほども申しましたように、これまで加算していなかったというのは、臨時職員の雇用は6カ月ということで、再度更新した場合は1年の雇用というところから、これで雇用期間が切れるということでこれ以上の加算はこれまでなかったということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

これについても後からちょっと議論したいと思います。

次、正職員に初年度から20日、一方臨時職員には半分の10日しか年休の付与がないように思いますけども、この格差をつけている理由は、なぜ日数は半分しか付けてないのかということですか。

ちょっと補足させていただきます。39条では正職は今1年目から20日あるでしょう。それで労基法上を言うたら、最初は10日からスタートしても構わない。それを20日付けてある。最初から倍つけてあるわけ。目いっぱい。それに比べて、臨時さんは半分の10日しかない。ことしから4月1日を起算日にして、ことしは10日やけど来年から11日にしていくように思うんですけども、なぜ半年しかないのかと、その理由を教えてください。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

職員の勤務時間とか給与、それ以外の勤務条件を定めるに当たっては、地方公務員法の中に職員の勤務時間及びその他職員の給与以外の勤務時間を定めるに当たっては、国及びほかの地方公共団体の職員との間に均衡を失しないよう適切に考慮を払わなければならないとされております。そういうことで、国の人事院勧告や県の人事院勧告、そして周辺市町との制度との均衡、また労働基準法との均衡を図って決めたもので、これが労働基準法との違いによるものであると思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら地方公務員法で20日にしてあるということですね。それでよろしいんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

地方公務員法で20日ということじゃなしに、地方公務員法第24条のところには、国及びほかの地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように適当な配慮を払わなければならないと、こういうことにされておりますので、町は国の人事院勧告や県の人事院勧告、それに周辺市町の制度との均衡を図って決めたものでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

地方公務員法上、近隣町村との均衡というたらバランスというんですか、バランスを保つために20日にしてあると、そういう理解でよろしいのやな。

これは10日でもええということをご存じですか。その辺はどうですか。初年度は10日でええということをご存じですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

10日でもいいかどうかというのは、私はわかりません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

存じないということですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

はい。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

わかりました。

次に行きます。臨時職員の年休については、町と職員の間で交わされている労働契約の中でどのように決められておるのか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

これにつきましては、労働契約書の中でというより、これは担当課で交わしているものでございますが、要項に基づくものと考えています。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

正職員の半分しか年休が付与されていない中で、10日以上加算されていない臨時職員の年休は、労基法にこれは違反してあると思うんです。違反してあるか違反してないか、どう思われますか。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

臨時職員の年休については見直しも行っておりますし、いろいろなケースもございます。そういうことから労働基準法に違反していないものと考えております。

○議 長
14番 丸本君（登壇）

○14 番

労働基準法の13条には、こう書かれておるんです。この法律で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合においても無効となった部分は、この法律で定める基準によりとなっています。加算されていない臨時職員についてどのようにしていく考えですか。これはことしから、4月1日から1日加算していくという、こういうことになると思いますが、加算されていないことについてどう思いますか。今までほうっておかれたでしょう、ことしの3月いっぱいまで。その部分についてどう思われますか。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

先ほど説明いたしましたように、加算を行っていなかったというのは、町の臨時職員の雇用は6カ月、再度更新した場合は1年の雇用ということから、次の雇用は新たに雇用したものであるという考え方から加算を行っていなかったところです。それは何と申しますか、法律の解釈というか、解釈の問題だと思います。

○議 長
14番 丸本君（登壇）

○14 番

さきの9月議会で私の年休の質問に対して、町当局のご答弁は、年休につきましては、臨時職員さんの雇用した時期とか、そういう部分で個々に違ってくるはずですが、議員さんのご指摘の労基法という部分については、それ以上と申しますかそれを下回らない範囲で支給する要項にしてございます。このように答弁されております。

確認しておきますが、臨時職員さんの年休については雇用した時点から1年半以上経過した勤務した職員については、これは下回っているのではないですかね。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

見直しによって下回っていないと考えております。

○議 長
14番 丸本君（登壇）

○14 番

白浜町臨時職員の報酬等基準に関する要項第6条、雇用期間について、第6条では臨時職員の雇用期間は6カ月以内とする。ただし、事業執行上やむを得ない場合については、雇用

期間を更新できるものとし、この場合において雇用期間を継続して12カ月を超えることができないとなっております。

先ほどから、1日の空白期間を置いて雇用が継続していないようにしているのは、空白期間を設けることを求める規定は、地方公務員を初めとした関係法令に存在しないのではないのですか。1日の期間をあけておくという、この法的な根拠はないように思うんですけど、なぜあけておるんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

臨時職員の雇用期間は6カ月以内とすると。ただし、事業執行上やむを得ない場合については、雇用期間を更新することができるものとし、この場合において、雇用期間を継続して12カ月を超えることができない、こういうことをございますので、雇用期間が12カ月で切れると。再度雇う場合は、更新ではありませんので、結果的に空白期間ができるということになると思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

この年休の質問をするに当たって、今議会私は2回労基署に行ってきたんです。その中で、監督官が2回とも言うのは、加算されてないでしょう。正職の20日はこれでいいんですが、10日を上回っているから。これは、法令違反であると。法令違反です。入ったときから、入って、これから一年一年、4月1日から一年一年、一個一個加算していくと思いますけども、3月までの分は10日のままずっときてある。それは法令に違反している、こういう見解や。2回とも同じことを聞きに行ったんですわ。

労基署は、去年の6月から、この職員さんの割り増し賃金、いろいろなイベントに動員されたら、動員されて行ってそして代休で休んでおると。2割5分の割り増し賃金がないと。消防の職員さんもそうでしたね。こんなものは労基署へ何回も行ってですけど、あれもやっぱり法律違反や。これも法律違反でしょう。法令違反。

ことしの4月1日にこの要項を施行するのでしたら、4月1日を起算日にするわけや。これは10年ももっと長く勤めておる職員もおられる。法律上だったら6年半で20日、法律は最低です。それ以上出してもかまんのだけでも、6年半で20日出さなあかん。付与せなあかん。してないでしょう。してないから私は、これは問題があるのではないですかと。それで質問をしているんです。

まさか労基署の監督官が、あの方が2回も間違ふということは私は考えられませんわ。同じことを説明していただきました。

そして、1日の空白を設けて、そこから1から起算するという、町の考えはこういう解釈でしょう。それで1から起算すると。労基署は入った年を、入った日を起算日にせなあかんという、今まで長いこと10年、15年、20年、6年半以上おった職員については20日出さなあかんという、こういう説明を受けた。

田井総務課長、先ほどからの説明は1日あけているからそこから起算していったと、それはあきませんと。相手は労基署の何というんですか、忘れましたが、そういう方ですから

間違いはないと思います。

それでその根拠として先ほどから言うたでしょう、39条に年休のことが載っているんです。これの法解釈、これをいただきました。根拠はどこにあるのなと私が聞いたら、加算していない、これはだめだという根拠はどこにあるかと、私は聞いたんです。そしたらコピーしてくれて、この部分やという説明をちょっと読ませていただきます。昭和36年2月27日、当時は労働省というところだったらしいですけども、短期労働者の場合にあっては、契約更新をする場合に直ちに更新をせず、数日の間隔を置いて契約を更新している事業所も見受けられるが、このような場合に継続勤務の事実が中断したと見られるか否かの判定に当たっては、日雇いの場合と同様の見解があてはまり、さらには契約更新時に間隔を置くことが年次有給休暇の付与義務を逃れるための脱法的意図でなされているものかどうかとも考慮し、法の適正な運用が図られるべきであろうと、その後もちょっと少しあるんですけど、解釈例規ではとかちょっとあるんですけど、いわゆるこれが根拠やと。

恐らく監督官はこういうのはプロというんですか、プロですから、この根拠はどこにあるねと言うたら39条のこの部分の解釈やと。あなたの解釈、町の解釈は間違ってるのじゃないですか。ちょっとご答弁してください。監督署の解釈が間違えとるの、あなたのところの解釈が間違うとるの、どっちですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

解釈を間違えているかどうかというのは、そういう質問でございますが、今まではそういう取り扱いできました。

ただ契約期間が切れて、間の日数というのがどれだけあればそれが切れるのかというのは、またその辺もまた解釈の問題だと思いますので、私のほうからは明確に間違っていた、いやそうやないと、それは明確なことはまた法的にいろいろ調べてわかる、判断したいと思いません。

○議 長

39条の年休についての労基法、要するに当局の考え方と、そしてまた丸本議員の質問に大分差異がありますので、見解が違いますので、それらも含めて一遍また当局もある程度精査しなければ前へ進まないと思しますので、それも踏まえてお願いいたします。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今、何日あけたら、何というんですか、加算されないんですか。その辺も調べるみたいなことを言うてましたけど、そう受け取れる答弁やったと思えますけど、臨時職員はこれは1日しかあけてないんじゃないですか。それを私は前提に質問をしているんです。何日あいてるとか、それはよく総務課のほうもご存じやと思えます。

それで、私も議会で発言をするからには、下調べして勉強して調査して、それでここで質問をしやる。これ臨時職員にとったら大変な不利益をこうむるわけ。10日だったら11日目から、かぜで休んだ、何の用事で休んだとかいうたら、これは欠勤扱い。賃金カットになる。それで、早急に、顧問弁護士のところへ行くか、顧問弁護士と一緒に労基署へ行くか、そういう対応をしなければならなのではないですか。専門のところへ行ったらよろしい。

私は労基署が正しいとか、ここの白浜町役場の見解が正しいとか、そういうことを言うておるんじゃないです。労基署の監督官がそうおっしゃったと。2回私は確認に行った。不利益を被る者がおる。それは臨時職員。

早急に、岡田さんというんですか、顧問弁護士のところへ行って、監督署でも行かれたらどうなんですか。ちょっと教えてください。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）
顧問弁護士にも相談しながら、検討していきたいと思います。

○議 長
14番 丸本君（登壇）

○14 番
労基法のことについては早急に対応してください。

というのも、昨年6月とことしの6月に、主に正職さんのことですが、超勤手当の質問をしたときには、その明くる月、7月から素早い対応をしてくれた。今度は臨時職員さんの件についても素早い対応をしてください。法律に基づいてやっていただきたい。お願いしておきます。

早急に確認していただけるんですか。検討するというのは、3カ月先にするのか半年先にするのか1年先にするのか知りませんが、早急な対応を求めますが、どうですか。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）
対応していきたいと思います。

○議 長
14番 丸本君（登壇）

○14 番
質問にちゃんと答弁してください。対応するって、早急と私は言やる。不利益を被る人間がこの職場の中におる。その辺どうなんですか、早急な対応が必要じゃないんですか。

○議 長
番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）
早急な対応をしていきたいと考えています。

○議 長
14番 丸本君（登壇）

○14 番
よろしく願いしておきます。

次に、忌引き、夏季休暇の制度、いわゆる特別休暇の制度が正職には設けておりますが、臨時職員には制度がないと思いますけども、なぜ正職にあつて臨時の職員さんにはこの制度がないのか、ちょっとご答弁をお願いします。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

臨時職員に制度がないということですが、これにつきましても先ほど説明しましたように、国の人事院規則やそれから県の制度、周辺市町の制度を参考として、町で定めたものがございます。そういうことからこういう内容になってございます。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

先ほど年休のときに、周辺市町村との均衡とかいう言葉をお使いになられたと思いますけども、忌引きについて周辺市町村にあるのかなのか、その辺どうですか。たしかあったように思うんですけど。忌引きとか、これは均衡を保たなくてもいいんですか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

この休暇の制度につきましては、先ほども申しましたように、国の人事院規則、それから県の制度、周辺市町の制度を参考として、町で定めているものですが、職員の特別休暇は周辺市町においてもおのおの違がございます。町では総務省からの通達を踏まえて制度化を進めているところでございますので、その辺ご理解お願いしたいと思います。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

あれもせえ、これもせえと、いろいろな要望も、何もかもするわけにはいきませんが、やはり先ほども言うたように法律で制度を設けているところは、ちゃんと要項なりでもよろしいですから、そこで制度を設けてください。

次に行きます。

さきの議会で私の正職員には産休、あるいは育休制度があるのに対し、臨時職員には同制度が設けられておられない。制度を設けるべきではとの質問に対し、できるものから速やかに制定していくとの答弁をされておりますけども、その後、庁内会議で協議をされていると思います。この制度をいつから設けていくのか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

産休、育休制度につきましては、上位法令で定められているものですので、制度化しなくても労働者の請求により取得はできるものと考えておりますが、議員ご指摘の制度化につきましては、総務省からも指導がございますので、制度化を検討しているところでございます。できるものは、来年の4月1日施行で進めてまいります。

○議長

14番 丸本君（登壇）

○14番

この産休育休の制度を臨時職員についても4月1日から設けていくと。はい、それではよ

ろしくお願いしておきます。

そして、労基法65条では、産前6週間、産後8週間の休暇をとることができるとなっております。正職員は条例上有給とありますが、臨時職員の産休、育休はこの新しくつくる制度で、有給にする考えか。これは法律上は無給でもよろしいみたいですが、無給にするのか。正職員は有給であって、臨時職員は無給というたらこれはちょっとおかしい話になってくると思いますけども、有給にする考えか無給にする考えか、その辺はどうですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

臨時職員の産休、育休、国においても無給でございます。そういうことから町におきましても無給と考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

労基法のこの19条に、出産休暇中の女性に解雇制限期間が設けられているように思いますけども、産前6週間、産後8週間プラス30日となっており、128日間の解雇制限期間が設けられております。臨時職員は先ほどからありますように半年契約であり、更新ができない場合解雇も考えられると思いますけども、妊娠、出産の場合、更新について町の考えはいかがでしょうか。妊娠、出産を理由に更新の協議をすることができないと思いますけども、その辺についてご答弁をお願いします。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

臨時職員とは、1年に2回、半年ごとに契約を行っており、2回目の契約時は契約を更新しない旨を明記してございますので、更新時期にもよりますが、期間満了により契約が終了する場合は新たな契約は行わない考えです。

それぞれケース・バイ・ケースで違ってきますので、一概にはお答えしかねますが、妊娠、出産を理由として雇いどめを行うことはございません。

以上です。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

やはり白浜町もそうですが、全国的にそうですけど、少子高齢化ということで、少子化、これの少子化をやはりとめていくというんですか、特に田舎のほうへ来たら、就業場所が少ない。それで1回やめたら、再度入ってくるというのも非常にしんどいというんですか、そういう一面もありますので、女性の職員に対する救済措置というんですか、それと同じように少子化をとめていく、これの助けにもなると思うので、これはやはりただ1年で妊娠、出産を理由に契約更新しないと言うたら、しないという答弁がありましたけど、その辺ちゃんと休暇を取る人に説明しとかなんだら、やはり何というか、出産について考える部分も出てくると思うので、その辺よろしくお願いしておきます。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

今の話の、先ほどの答弁の続きなんですけども、地方公務員法上1回のみ更新になりますので、12カ月たったら新たな契約になると、そういうことで、その時点での判断ということになります。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

1年を超えての更新は、基本的にはこれはない。1年以内で2年目の更新というのは実際ない、その辺は理解してある。

でも、実際、この白浜町でも、ずっと長く、ずっと10年、またそれ以上更新しやる人がおる。更新できるために1日の空白というのをあけてあるわけや。引き続いてずっと365日行かないで364日で切っているのは、そういう意味があるはずなんや。それで、5年も10年も、もっと長い更新の人は、半年、半年、最初の半年は空白をあけないけど後の半年は空白をあけてるでしょう。これは1年を超して更新ができんから空白の1日をあけてある。それを根拠に、それを1日あけてあることを根拠に、年休を加算してない。そうでしょう。364日で切って、1からまたスタート。それを根拠にしてあるわけ。1日あけてかなんだらずっと10年もおれん。1年しかおれんのやから。半年で1回の更新、これは180日はできるんです。次の更新の最後の日に1日切っている。それでそれを根拠にして総務課長は答弁をしてある。それはあきませんよと、労基署の監督官が、このあかん根拠はこの理由やと。それは1回ほんまに早急にやると言いましたが、早急に行ってくださいね。

これについて、正職と臨時職員の格差のある労働条件についてはこれで終わります。

○議 長

では、1番の正職と臨時職の格差ある労働条件についての質問は終わりました。

次に2点目の殿山ダムについての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に、殿山ダムについてお伺いいたします。

殿山ダムについては12月9日に開かれた全員協議会の資料をもとに質問をしたいと思っております。

平成26年11月11日に和歌山県知事が殿山ダムの水利権について平成46年7月31日までの許可を出しています。ことしの9月29日に県に対して当白浜町は水利権更新に対し、県に意見書の回答を殿山ダム運営に関する要望書を提出したとあります。

白浜町は水利権の期限が迫る中で、ことしに入り、日置川流域において地区懇談会が開かれ、たくさんの意見や要望が住民から出ておりました。住民の方々が一番心配をしていると思われるのは、近い将来に発生すると言われていた三連動地震や南海トラフ地震に、殿山ダムが耐えられるのかということです。

県からの回答書では、耐震性能については、関西電力において耐震性能調査を実施し、耐震性を有しているとの報告を受け、県において内容を検証し、耐震性を有していることを確

認したとあります。

またダム決壊のシミュレーションについても、東北地方太平洋沖地震においてもダムが決壊するような報告はない。このような状況を踏まえ、決壊することは想定されず、決壊した場合の被害想定を行うよう指導することは考えていないとの回答が来ております。しかし、東北大地震の震源地は海岸から100キロメートル近く沖合で発生し、兵庫県南部地震は、活断層がずれることによる局地的な地震であったと思います。東北大地震の直後、現地に入った人の話を聞いたことがあります、家屋の倒壊は少なかったとの話を聞いております。近い将来発生すると想定される南海地震は、串本からおおよそ五、六十キロメートル沖を走る南海トラフ付近で起こることが想定されております。

関西電力や県は、殿山ダムは決壊しない、シミュレーションの必要はないということですが、決壊を心配する住民の声が多い中、当白浜町で決壊のシミュレーションの作成はできないものか、町でシミュレーションを作成することは、法的に支障があるのか、答弁を求めたいと思います。

○議 長

丸本君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

議員ご指摘のとおり、住民の皆様からいただいた意見や要望には、殿山ダムの安全性と、万が一決壊した場合のシミュレーションの声が多いことは、認識しているところでございます。地震に対する安全性については、要望回答書にあるように、関西電力において耐震性能調査を実施し、県が検証した上で、耐震性を有していることを確認しています。これは県が安全性を保障してくれたものと思っております。シミュレーションにつきましては、県も関西電力も、壊れないものに対して壊れることを想定できないという立場をとっており、壊れないが、万一のときにはどこまで逃げれば助かるか示してもらいたいという住民の意見とは、平行線となっているところでございます。

県や関西電力がシミュレーションをしないなら、町がすべきではないかということですが、殿山ダム水利権更新対策協議会が開催され、解散されまして、今後は日置川流域の安心安全を図るため、協議会を設置しまして、殿山ダムの運用及び安全性や日置川の減災対策について、協議をしていく予定にしておりますが、その1つとして、シミュレーションにつきましても、検討を行い、県と協議していきたいと考えております。

また今言われました法的ということですが、これは特に法的なものはないと思います。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

法的に支障ないということですね。

県と関西電力がシミュレーションを、耐震性は大丈夫だから決壊する心配はないからシミュレーションをつくる必要はない、作成する必要もないと。しかし、これは前から言われておるので、これは決壊しませんということは、前からこれは言うておる。今に始まったことではない。しかし、決壊しないというても、住民が心配しておる。地区懇で全ての地域、何カ所やったんですか。全ての地域でこれは出たと思いますよ。私も4カ所か、行かせていただいたんですけど、行ったところは皆、決壊のことを言うてました。これは今回に始まった

ことじゃないんですよ。決壊しません、シミュレーションの必要はないと。これを協議会を設置して、また県と話し合うのやて。県はもうせんと言いやるのや、必要ないから。せんし、シミュレーション、要するに関西電力は指導せんと、こういう回答が来てある。せんと言やるところここへ話を持っていっても、協議会と話をしても、これはなる話ではないのや。

それで、町独自でできないのですかと。法律に支障はないのでしょうか。縦割り行政の中で県が決壊せん。シミュレーションの必要はなしというところへ町が独自にするというのも、これもそれは法的には問題はなかっても、いろいろな政治的に問題が出てくるかわからんという、その辺心配されるかもわかりませんが。住んでいる住民が、この前対策協議会を解散するというて、この前あそこで委員会を、12月に、2週間か3週間前にやったでしょう。あのときでも流域の住民は心配しているから、シミュレーションの、どこまで逃げたらいいのか、何時間で来るのかと、何分で来るのかと、こういう心配をする声があったでしょう。ですから私が言っている。私が独自にこういうことを言うているのと違うんです。やはり住民の声があるから言うているんです。

これを協議会でシミュレーションしてくれと言うても、県がオーケーと言うように思わんです。それでそういう中で町がしたらどうですかと。協議会で決めて、協議会が予算をつけられるわけがないのやから、町の予算でやるんでしょう。町がやってくれというて言いやる。やるのはどうですかと。答弁をちょっとお願いします。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

今現時点で、町単独で行うことは考えておりません。それにはいろいろあると思います。費用面、もちろん方法、それとどの程度のものにするか、そういうことは町独自でできるかということも検証もしておりませんし、今のところ現時点で町がするとか、そういうことは答えられるものではないと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○1 番

いろいろなことがあると思いますけども、住民の声がありますので、協議会の中で協議されていくことになると思いますけども、やはり住民あつての白浜町やから、その辺もよう考えていただいて、ひとつよろしく願いしておきます。

次に行きます。12月9日の全協の資料の中に、殿山ダム安全性について、洪水に対する安全性についての記述の中で、過去最大でダムから越流した、昭和33年8月に洪水が再度発生しても、現在の操作ルールでダムを運用すれば、ダムからの越流は発生しないことから、洪水による安全性も確認したとあります。越流しないと断言しておりますが、資料が添えられておりませんでした。越流しないというこの資料の中にあつた、越流しないというその根拠はどこにあるんですか。越流しませんと。33年に同じような雨が降っても越流しません。この根拠はどこにあるんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

越流しない根拠ということですが、いろいろな要因があると思われませんが、殿山ダム操作規定に見直しによる事前水位の低下、おくらせ操作が考えられます。

昭和33年当時には、取水時における事前水位低下のルールがございましたが、現在は大規模出水が予測されるときに、標高112メートル、最低水位10メートルを目指して、事前に水位低下を実施していることや、また治水協力として、県から要請により最低水位7メートルまで下げることなどから、現在の操作ルールでダムを運用すれば、昭和33年8月の洪水が再度発生しても、ダム天端を越流することはないと伺っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

33水害でダム堰堤から越流したということをおも聞いておりますけども、越流したトン数というんですか、毎秒何トン越流したのかと。その量を把握できているんですか。

把握できていなかったら、今度は越流をしないと。何トン毎秒越流したんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

毎秒何トンの水量が越流かということでございますが、これはダムの天端を越流した高さは約0.5メートルであり、これを越流量に計算すると、毎秒約70トンとのことでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

33水害のときに、洪水が再度発生しても、再度越流しないと断言しておりますが、33水害の当時のダム操作規定にミスがあったのだということですか。今度は越流しない、33年には0.5メートル越流したと。操作規定というのがそもそも何かミスがあったのじゃないですか。過去には越流したけど今度は越流しないんでしょう。その辺どうですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

33年の水害は一応天災と聞いておりますが、操作規定のミスということになりますと、町として当時の操作について検証もしておりませんので、ダム操作にミスがあったか、またなかったかというお答えについては控えさせていただきたいと思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

あったかなかったかわからんと、そういうことですね。

11月28日に開かれた第4回殿山ダム水利権対策協議会役員会の場で、私はダム建設当時、ダム建設所長であった丸山次郎氏なる人物が、住民に対し、ダムを4門以上放流することは全くないと、こう発言しております。発言については県議会の会議録に載っております。6門放流は、今、ダム完成後57年になると思っておりますけども、57年の間に3回、5門開放

を含めれば約10回近く4門以上開放していると思いますけども、これは4門以上開放しないと言った丸山氏の発言に対し約束違反ではなかったのかと、このように私は会場の場で、関西電力さんの複数の方が来られておる中でちょっと質問をさせてもらったんです。関西電力側の説明を要約したら、上流から来た雨とか水を下へ流してあると。要約すれば、一言一句テープもない中控えておりませんけども、そのような説明であったと思うんですよ。町長も来ておられたでしょう。

それで、4門以上切らない。県議会の議事録を見てみたら、6門つくるけど4門以上は切らん、あとの2門は機械が故障したときのためとかそういうことで2門は予備のためにつけておくのやと。これは本会議で一般質問の場での議事録にも出てあるし、ダム被害を受けて、県議会に特別委員会を設けたんです。その中の会議録にも出てある。4門以上切らんということは確かに申し上げましたと。特別委員会のところで丸山さんがそう言うてある。

それで、その場で、4門以上切らんと住民に約束したとか、約束違反であったとかいう言葉は日置の会場では一言もなかったです。県からの回答では、大地震の決壊はないと、回答書にあります。33水害が再度発生しても、ダムの越流はないと。これは町長、決壊はない、越流はないと、こういう担保はどこにあるんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

これも何度も議員からもご質問をいただいておりますけれども、今回の県からの回答といたしますか、殿山ダムの耐震性については、関西電力さんから県へ資料が提出されまして、県が国から出された大規模地震に対するダム耐震性能照査指針というのがございます。ダム耐震性能照査に基づきまして検証された結果、殿山ダムが耐震性を有しておることを確認されております。県に安全性を保障いただいたというふうに理解しております。

また、ダムからの越流につきましても、昭和33年の33水害の3月に制定されました殿山ダム操作規定の見直し並びに大規模出水時の予備水位の変更やオリフィスゲートのパーシャル化等の改善がございまして、これがされておりますので、県は、現在の操作ルールでダムを運用すれば、ダムからの越流は発生しない。そういったことから、洪水に対する安全性も確認されて、県も誠意を持って回答されておりますので、私は町としましてはこれを信用するしかないと、信用できるものと考えております。

○議 長

14番 丸本君(登壇)

○14 番

私は、何も土木の工学や天気について、雨量とかについて何の知識もないです。そういう中で、建設が始まったのが29年か30年やったと思うんですけども、水利権更新の初年度が、許可を出したのが昭和29年。昭和29年に工事にかかってあるわけや。当時の県知事が出しているわけです。このときに、その前に要するに丸山さんという方が、住民のだれとかはちょっと会議録の中で覚えておりませんけども、全くないと。4門以上切るとは全くない。5門、6門はそやから予備のためやというのや。これは認めている。議事録に残っている。

しかし、ダム完成してから57年、水利権を最初に出してから60年、この間に約10回近く、5門、6門、想定外のことが起こっておるのや。やはり人間の想定というのは、やはり自然界の中で人間の想定というのは、想定できんことが福島で起こったでしょう。原発が。ああいう事態になるのや。それで町長にこういうことを言うても質問もちょっと、県知事が許可を出しているのやからいたし方ない面があるのやけども、何というんですか、もう少し住民の声というのを拾い上げていただいて。県はシミュレーションの必要はないと、想定外のことも10回ほど起こってある。その辺ちょっと、再度県のほうへ、河川課ですか、地域の声としてこういう声があると伝えていただきたいです。町長も聞かれたでしょう。地区懇には来られなかった、副町長が来られてたけど、この前の対策協議会の場に、関西電力さんにおいでいただいて、その場に来られていたときに、シミュレーションのことを言うてたでしょう。ひとつ県のほうへ、県の方は来られてなかったように思うんですけども、県のほうへ届けてやってください。県の方は来てなかったでしょう。届けてやってください。お願いします。

以上をもって一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって丸本君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日12月18日木曜日午前9時30分に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は12月18日木曜日午前9時30分に開会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、15時59分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 12 月 17 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員